

The future is fair



使用必須

このガイドラインは
世界共通に適用され、
フェアトレード製品が
ライセンスされている
すべての市場において
有効です。

FAIRTRADE MARK GUIDELINES

R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定

Issue 5 - Spring 2026

FAIRTRADE INTERNATIONAL

特定非営利活動法人

フェアトレード・ラベル・ジャパン



はじめに

本ガイドライン について



国際フェアトレード認証ラベル(The FAIRTRADE Mark)は、世界で最も広く認知されているエシカルラベルです。本ガイドラインは、国際フェアトレード認証ラベル及びフェアトレード説明文の使用に関する指針を示すものであり、国際フェアトレード認証ラベルの統一性と価値を守るために定められています。国際フェアトレード認証ラベルは、フェアトレードのインパクトを伝えるメッセージと生産者のエンパワメントを象徴するものであり、生産者とその家族のより良い生活、地域社会の発展を支えるものであり、正しく使用されることが非常に重要です。

本ガイドラインは詳細に渡る参照資料として作成されています。国際フェアトレード認証ラベル(Fairtrade Mark)および「フェアトレード(Fairtrade)」という用語の一般的な使用についてはガイドラインの第1部を、特定の用途については必要に応じて該当するセクションを必ず参照してください。なお、同一のトピックがガイドラインの異なる箇所でも扱われている場合があります、すべてのセクションは相互に補完し合う関係にあることにご留意ください。

本ガイドラインには、ほとんどの種類のパッケージ及び販促物に関する規定が含まれていますが、全てを網羅するものではありません。国際フェアトレード認証ラベルの使用に関して不明な点や、アドバイスが必要な場合には、本ガイドラインの最終ページに記載されているフェアトレード機関にお問い合わせください。



使用必須

本ガイドラインは世界共通のものであり、国際フェアトレード認証製品のライセンスが付与されているすべての市場に適用されます



目次

第1部 認証ラベルの表示（一般）

1.1 フェアトレードについて	04
フェアトレードのビジョン	05
フェアトレードのバリュー	06
組織体制	07
フェアトレード・システムについて	08
国際フェアトレード認証ラベル	09
FSIラベル	10
1.2 認証ラベルの表示（一般）	11
認証ラベルの意味	12
排除区域	13
指定色	14
インターナショナルバージョン	15
マックス・ハベラーバージョン	17
認証ラベルの使用禁止例	19
色々な背景への表示	20
他のマークとの表示	21
表示サイズ	22
	23

第2部 製品への表示

2.1 製品パッケージ表示（一般）	25
製品パッケージ① 物理的トレーサビリティ	26
製品パッケージ② 複合材料製品・マスバランス	28
パッケージ要素の概要	29
認証ラベルの表示位置	30
認証ラベルの表示位置/折り目・シール部	31
製品名と製品説明	32
店舗用バルクパッケージ	33
輸送用段ボール	34
申請前のチェックリスト	35
2.2 各製品の製品パッケージ表示	36
食品と飲料	
果物と野菜	37
飲料	42
アルコール飲料	44
非食品	
花	47
観葉植物	50
球根	51
苗木	52
スポーツボール	53

第2部 製品への表示（続き）

2.3 フェアトレード説明文	55
フェアトレード説明文概要	56
物理的トレーサビリティ版	57
マスバランス基準版	58
トレーサビリティの混在	59
液体を含む場合	60
任意説明文	61

第3部 販売促進マテリアル

3.1 販売促進マテリアル	64
概要	65
飲食店・カフェ①	66
飲食店・カフェ②	68
飲食店・カフェ・小売店舗	69
小売店舗でのプロモーション	70
カフェでのプロモーション	71
パッケージのない製品販売	72
自動販売機	73
印刷物・オンライン広告	76
プレスとイベント	77
デジタルでの使用	78

第4部 必須情報

4.1 付録	80
アートワークの承認	81
免責事項、ライセンシーの責任	82
ラベルの保護、不正使用、著作権	83
フェアトレードとアートワーク条件	84
用語集	85
連絡先詳細	86

01

第1部

1.1. フェアトレードとは

本項では、フェアトレードが
グローバルにどのように認識され
理解されるものを記す

フェアトレード (FAIRTRADE) について

ビジョンと ミッション



フェアトレードのビジョン

フェアトレード(Fairtrade)のビジョンは、すべての生産者が、安全で持続可能な生活手段を享受し、潜在能力を十分に発揮し、自らの未来を切り開いていける世界を実現することである。

フェアトレードは、より公正な貿易条件を促進することで、世界の貿易を変革することを目指す。この達成に向けて、フェアトレードは持続可能な開発の指針として位置づけられ、他のどの倫理的認証スキームよりも多くの人々の生活に深く関わるものである。

和訳注記) 本ガイドラインにおける「フェアトレード(Fairtrade)」の表記は、公正な取引を通じた世界の貧困問題の解決、生産者の持続可能な生活の実現を目指して活動する国際ネットワーク組織であり、フェアトレード・インターナショナルが管理する認証およびラベル表示システム全体を示す用語である。

フェアトレードの 理解と伝え方

フェアトレードは、農家と労働者がより良い取引条件を確保するために活動しているグローバルな組織である。

フェアトレードは、貿易が貧困削減と持続可能な開発の発展において、基本的な原動力となる可能性を信じている。ただし、その目的のために、貿易が現在の水準よりも高い公平性と透明性をもって管理される場合に限られる。

人々が不利な状況や疎外を克服できるのは、仕事や生活をよりコントロールできるようになり、組織化、人材確保、支援が改善され、公正な取引条件の下で、主流市場へのアクセスの確保ができるようになった場合である。



フェアトレードはまた、先進国の人々、企業、市民社会がこのような貿易を支持すると信じている。特に、生産者のニーズや、フェアトレードが生産者の状況を変え、改善する機会を提供していることを、それらの人々や組織が理解している場合に言える。

フェアトレードの活動は、十分な情報に基づいた消費者の選択と、顧客の期待に応えたいという企業の願いによって推進されており、この両者は、国際貿易規則を改革し、より公正な経済システムを構築するためのより広範なキャンペーンを支える重要な支えとなっている。

我々はフェアトレードと共に活動する方法を増やし、我々の影響力とリーチを深めるとともに、ブランド認知を強化する。これはまた、消費者が購入する国際フェアトレード認証製品の構成について、より透明性を提供することを意味する。



フェアトレード (FAIRTRADE) について

フェアトレードの バリュー



フェアトレードのバリュー

フェアトレードのブランドバリューは、フェアトレード機関の行動規範に定められた原則であるアカウンタビリティ、リスペクト、インテグリティ、パートナーシップに基づくものである。我々のブランドバリューは、フェアトレード機関として掲げるすべての理念の根底にある核心的な信念であり、私たちの行動を導き、目的への整合性を確保するための明確な指針となり、すべての人々のための公正な未来へと導くものである。

Collaboration
協働

Inclusivity
包括性

Hope
希望

Integrity
誠実

Respect
尊敬

私たちの共通した信念

私たちは、共に力を合わせることで、よりよい社会を実現できると信じている。そして、未来は公正であると信じている。

社会正義を可能にする人間の本質的な力は、私たち一人ひとりの中に存在する。それはフェアを求める願いである。私たちは自らが公平に扱われることを望み、同時に他者も公平に扱われることを望んでいる。

変革の担い手として、私たちは社会正義を呼吸のように自然なものとして社会に根付かせる。そして、生産者、消費者、企業、政府をつなぎながら、私たち一人ひとりの中にある公平さを尊重し育むことで、よりよい生き方を形づくる社会的な原動力となるものである。

協働すること

私たちは、ともに取り組むことで、より公正な社会に向けた行動を力強く推進できると信じている。

包括すること

私たちは、すべての生産者、労働者、農家が、より良い仕組みとより良い生活の恩恵にアクセスし、その利益を享受できるべきであると信じている。

希望を持つこと

私たちは、人々の生活をより良いものにできると信じており、長期的な改善を実現するために、ともに取り組む機会を追求していく。

誠実にあること

私たちは、業務において開かれた姿勢、信頼性、透明性を保つことで、国際貿易における公平性と平等を育み、推進します。

尊重すること

私たちは、すべての人を平等に扱い、敬意と尊厳をもって接し、相互理解を重んじる。



フェアトレード (FAIRTRADE) について

フェアトレードの 組織体制

組織体制と活動

フェアトレードは従来の貿易に代わるアプローチであり、生産者と消費者のパートナーシップに基づくものである。フェアトレードは生産者により良い取引と取引条件の改善を提供する。これにより、生産者は生活を向上させ、将来の計画を立てることができる。フェアトレードは消費者に、日々の買い物を通じて貧困を削減する強力な方法を提供している。

製品に国際フェアトレード認証ラベルが表示されているということは、生産者や取引業者が国際フェアトレード基準を満たしているということを意味する。この基準は、取引関係における力の不均衡、不安定な市場、従来の取引の不正に対処するために考案されたものである。

公正な貿易を目指すフェアトレード運動は国によって様々だが、サプライチェーンの不均衡を懸念し、現状を変えることに関心を持つ消費者の声を集約したものである。

フェアトレード組織を 構成している機関：



友人同士の親密な集まりから、地域社会で組織される市民運動、政府に請願する有権者まで、我々が消費する作物を育てる人々に利益をもたらす、より公正な取引を提唱している。

フェアトレード・ インターナショナル (FI)

フェアトレード・インターナショナルは、フェアトレードの戦略的方向性を決定し、国際フェアトレード基準を設定し、生産者を支援する非営利のマルチステークホルダー組織である。フェアトレード・インターナショナルはFAIRTRADEの商標および国際フェアトレード認証ラベルを所有し、FIメンバーである各国フェアトレード機関にサブライセンスしている。

フェアトレード生産者 ネットワーク (PN)

国際フェアトレード認証を受けた生産者組織が参加することができるネットワーク団体である。現在、アフリカ、アジア太平洋、ラテンアメリカ・カリブ海地域の生産者を代表する3つの生産者ネットワークがある。これらのネットワークを通じて、フェアトレード生産者は自らの将来に影響を与える決定に影響を与えることができる。

各国フェアトレード 機関 (NFO)

国内のマーケットにおいて活動する各国組織である。現在、ヨーロッパ、北米、日本、オーストラリア、ニュージーランドの25カ国を管轄する19の各国フェアトレード機関がある。

また、これらの団体は自国の事業者が国際フェアトレード認証ラベルの使用を許可する権限を持つ。これらの組織の多くは、創設メンバーとして、1997年のフェアトレード・インターナショナルの設立に貢献した。

フェアトレード・ マーケティング機関 (FMO)

国内のマーケットにおいて、フェアトレードを促進する機関であり、各国フェアトレード機関に類似する。これらの国々においては、FIが企業に直接、国際フェアトレード認証ラベルの使用を認可している。現在、ブラジル、チェコ共和国、スロバキア、香港、インド、フィリピン、ポーランド、韓国、台湾に存在する。

フェアトレード (FAIRTRADE) について

フェアトレードの システム

国際フェアトレード認証ラベルは、フェアトレード・インターナショナルが定める社会的、経済的、環境的基準を満たしている製品であることを意味する。このラベルは、企業ではなく商品を確認するものであり、商品を販売する企業や団体を対象とするものではない。

このラベルは、持続可能な生産コストを賄うことができる適正な価格と、生産者や農家が事業の拡大や地域社会の質的向上に投資するためのフェアトレード・プレミアムを特徴とする、国際的なオルタナティブ・トレード（代替貿易）システムを表している。このプレミアムは、合意されたフェアトレード価格に上乗せして支払われ、その用途については生産者が民主的に決定する。

過去30年にわたりフェアトレードはアプローチを発展させ、農家・労働者・消費者にとって極めて重要な5つの重点分野を特定してきた。それは、ジェンダー不平等、労働者の権利、気候変動、子ども及び脆弱な立場の人々の保護、生活賃金・生活収入である。我々は、国際フェアトレード基準の発展と監視、重点的な介入の実施、民間・公共セクターからの拠出による追加資金を通じて、これらの課題に取り組んでいる。

フェアトレードのシステム



国際フェアトレード認証ラベル (The FAIRTRADE Mark)

国際フェアトレード認証ラベルは、独立した、信頼性が高く、広く認知された製品認証であり、フェアトレード生産者が製品を販売する際に、フェアトレード条件で取引されているというメッセージを強化するものである。

パッケージ上の認証ラベルは、小売製品が国際フェアトレード基準に則して検証され、その基準を満たしていることを示す。このラベルは、生産者と連帯して製品を購入する消費者にとって確かな選択肢を提供する。フェアトレード製品を購入することは、生計維持と地域社会の改善に奮闘する生産者を支援することにつながる。認証ラベルを掲げた製品は50カ国以上で販売されている。

このよく知られた国際フェアトレード認証ラベルは更新され、[®]が内側に配置されている。左上のマーク(01)は、コーヒーのように100%フェアトレードで、物理的トレーサビリティの確保された商品であることを示す。

左下(02)のマークは、茶葉のように100%フェアトレードであり、マスバランス条件下で取引されていることを示す。

また、左下のマーク (02) は、チョコレートバーのように複合原材料を使用する製品において、トレーサビリティモデルに関係なく、フェアトレードの条件で購入された、「可能な限り全てフェアトレードである」ことを意味する。最後に、これらの原材料の1つ以上がマスバランスを用いて取引されたことを意味することもある。

いずれの場合も、左下 (02) のマークは、消費者にマークとフェアトレード原材料の詳細についてパックの裏面を見るよう促し、そこで矢印（または同様のシンボル）が説明文の横に再び表示される。

対象

上記の区分は非食品には適用されない。



01 このバージョンのラベルは製品が100%フェアトレード認証原料であり、物理的に追跡可能な製品に使用される。

02 矢印付きのバージョンは、複合製品、トレーサビリティの混合した製品およびマスバランスを用いて取引される原材料を含む製品に使用される。



フェアトレードについて－フェアトレードの認証ラベル

FSI ラベル (The FSI Mark)

FSIラベルは国際フェアトレード認証ラベルのデザインに合わせることで、消費者の認知度を高めると同時に、革新的なフェアトレード原料調達モデルの表現として差別化を図っている。また、このデザインは、3つのフェアトレード原料調達プログラムラベルを引き継ぐもので、カカオ、砂糖、コットンから始まったフェアトレード原料調達モデルの成長を反映したものである。分離された原材料タブは、FSIモデルがバナナを除くすべてのフェアトレード原料を含むために必要な柔軟性を提供する。

企業がFSIライセンス契約を締結し、製品がNFOまたはFIによって承認された場合、製品にFSIラベルを表示することができる。企業がオフパックでの表示を選択した場合、B2B用途でFSIラベルを使用する前に数量を検証しなければならない。

タブの矢印は、消費者にパックの裏面や側面にある詳細情報を探そう指示している。ここで矢印は、マスマンズ条件下で取引されている原料を示している。

FSI製品が販売される場所では、FSIラベルが国際フェアトレード認証ラベルと並んで棚に表示される。

2025年をもってフェアトレード原料調達プログラムラベルは完全に廃止されたため、注意すること。



フェアトレード原料を1つ含む複合原料製品で、FSIマークが表示されているもの



01

第1部

1.2. 国際フェアトレード 認証ラベルの表示

本項では、国際フェアトレード認証
ラベルの使用方法について説明する

国際フェアトレード認証ラベル－ラベルの意味

国際フェアトレード認証ラベル

国際フェアトレード認証ラベルは、各地のフェアトレード関連団体によって使用されていた様々なフェアトレードラベルデザインを統一させるために、2002年に作成された。その後、2011年1月にデザインを簡素化するために更新され、さらにフェアトレードの透明性をより高めるために2018年春、表記方法が見直された。

認証ラベルは、生産者が未来に向かう前向きな世界を象徴し、「生産」と「消費」という行動を通して、開発途上国の生産者と世界中の消費者が、より密接に連帯することで変化を生み出す世界観を表現している。

ラベルデザインは、未来への可能性を示す青い空と、新たな成長を示す鮮やかな緑、そして人間の努力と自立を祝うように腕を上げる生産者のシンボルが描かれている。

認証ラベルの登録商標

認証ラベルは、フェアトレード・インターナショナル(Fairtrade International)の独占的所有物であり、世界知的所有権機関World Intellectual Property Organization – WIPOに登録された国際的な登録商標である（国際登録第806431号）。フェアトレード・インターナショナルまたはその指定サブライセンス機関（各国フェアトレード機関：NFO）からの事前に書面またはメール等による許可を得ずに、改変、複製、転載、または使用してはならない。

フェアトレード・ラベル・ジャパン(以下「FLJ」と記載する)は、フェアトレード・インターナショナルよりライセンス許可を得た、日本における認証ラベルの専用使用者である。



国際フェアトレード認証ラベル – 排除区域

排除区域の確保

テキストまたはグラフィックの近くに認証ラベルを配置させるときは、認証ラベルの視覚的な独立性を維持するために、認証ラベルの周囲に $1/2X$ 以上の排除区域を確保する必要がある。Xは、認証ラベル横幅を指し、白色の枠線を含めるものとする。

排除区域内には、テキストや他の画像を表示してはならない。また、排除区域が確保されていても、他のテキスト、グラフィックと統合されたデザインで、認証ラベルを使用してはならない。

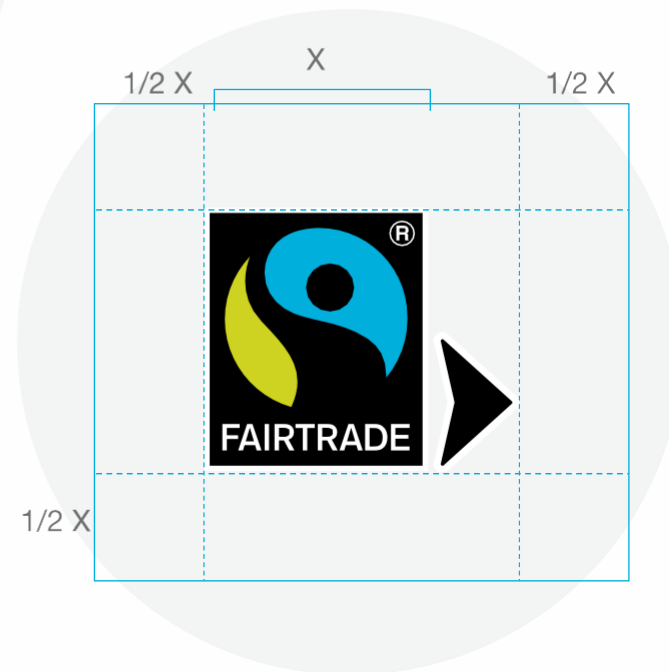
例外

小さなタグなど、認証ラベルを表示するスペースが限られている場合は、 $1/4X$ まで排除区域を削減することができる。



寸法の測り方

認証ラベルの幅(X)は、白い枠線を含め、端から端を測ること。



認証ラベルと矢印

排除区域は、右図のように矢印部分を考慮すること。

国際フェアトレード認証ラベル－指定色

認証ラベルの色

認証ラベルはできる限りカラーで表示させることが望ましい。カラー版を利用する際には、右で指定された色を使用しなければならない。これらの色を正確に表現することは、パッケージ上の認証ラベルに対する消費者の認知を高める上で極めて重要である。

認証ラベルと製品ブランドとの混同を避けるため、フェアトレードリーフグリーンとスカイブルー、又はそれらに良く似た色は、ブランドやパッケージ、販売促進マテリアルに使用してはいけない。すでにそれらの色がブランドに使用されている場合には白黒版の認証ラベルを使用すること。

また、印刷に使用できる色が限定されている場合には、白黒版を利用してもよい。

色の調整

色は紙の品質やプリンターによって異なる場合がある。パントーンの色見本帳にできるだけ近い色になるよう調節すること。

Sky Blue
CMYK 79. 0. 7. 0
Pantone 306 C, 306 U
RGB 0. 185. 228
HTML 00B9E4

Leaf Green
CMYK 28. 0. 92. 0
Pantone 382 C, 380 U
RGB 190. 214. 0
HTML BED600

White
CMYK 0. 0. 0. 0
Pantone N/A
RGB 255. 255. 255
HTML #FFFFFF

Rich Black
CMYK 50. 50. 50. 100
Pantone Process Black
C, Black U
RGB 30. 30. 30
HTML 1E1E1E



国際フェアトレード認証ラベル－基本版

基本バージョン

認証ラベルはカラー版と白黒版があるが、カラー版を利用することが推奨される。印刷の問題で表示が困難な場合やデザイン上の配慮が必要な場合には白黒版を使用しても良い。

なお、認証ラベルを適用する以前からブランド製品のカラーがフェアトレードのカラーに類似している場合は、必ず白黒版を使用すること。

色のついたマテリアルに印刷する場合

認証ラベルを色のついたパッケージや透明なパッケージに印刷する際は、白い枠線やFAIRTRADEの文字は、必ず白色で印刷しなければならない。

FLJが提供する認証ラベルデータのみを使用すること。他の色への変更したり、デザインを一部変更したりしてはならない。

矢印と共に表示される認証ラベル

認証ラベルと共に表示される矢印は、同じ矢印をパッケージの裏面または側面に表示することによって、そこに記載される認証製品についての詳細情報を、消費者に分かりやすく指し示すために表示される。



カラー版

EPS files:
FM_PMS
FM_CMYK
FM_RGB



白黒版

EPS files:
FM_BW



カラー版 矢印付き

EPS files:
FM_Arrow_PMS
FM_Arrow_CMYK
FM_Arrow_RGB



白黒版 矢印付き

EPS files:
FM_Arrow_BW

国際フェアトレード認証ラベル－限定版

限定的に使用が許可されるバージョン

印刷が1色に制限されている場合や、出荷箱のような粗い表面、織物のような吸水性のある面など、認証ラベルをフルカラーで印刷することができない場合に限り、黒版、白版の認証ラベルの使用を認める。しかしながら、可能である限りカラー版の利用を強く推奨する。

白版、黒版の認証ラベルはそれぞれ、白色、黒色のみで印刷されることができ、他のいかなる色での表示を禁止する。

色や柄のついた背景に印刷する場合

白、黒版の認証ラベルは、背景色と認証ラベルのすべての要素の間に十分なコントラストがある場合に限り、印刷することができる。パターン、模様のある背景、明るい色の背景に印刷してはならない。

白版、黒版の認証ラベルのデータを希望する場合は、FLJに問い合わせること。



黒版
Single colour Mark black



EPS files:
FM_Black, FM_Arrow_Black



白版
Single colour Mark white



EPS files:
FM_White, FM_Arrow_White



誤った表示例

黒版の認証ラベルを白で印刷してはならない。白版の認証ラベルとコントラストが逆になる。



誤った表示例

白版、黒版の認証ラベルを白、黒以外の他の色で印刷してはならない。



誤った表示例

黒版の認証ラベルは、明るい色の背景色に印刷してはならない。



誤った表示例

黒版の認証ラベルは、パターンまたは模様のある背景に印刷してはならない。

国際フェアトレード認証ラベル - Max Havelaar版

国別バージョン

国際フェアトレード認証ラベルにMAX HAVELAARのメンバーであることを示すストラップラインが入っており、カラー版とモノクロ版がある。

これらのバージョンのマークは、主にフランスとスイスに拠点を置く企業が販売する製品にのみ使用できる。

フェアトレード・インターナショナルが提供するFAIRTRADE Max Havelaarファイルは、使用可能な唯一のバージョンであり、それ以外の色や翻案を使用することはできない。

認証ラベルの標準（国際）版に関するすべてのガイドラインが適用される。



カラー版 MH

EPSファイル
FM_MH_CMYK
FM_MH_RGB
FM_MH_PMS



白黒版 MH

EPSファイル
FM_MH_BW



カラー版 MH

EPSファイル
FM_MH_Arrow_CMYK
FM_MH_Arrow_RGB
FM_MH_Arrow_PMS



白黒版 MH

EPSファイル
FM_MH_Arrow_BW

国際フェアトレード認証ラベル - Max Havelaar版

限定使用バージョン

印刷が1色に制限されている場合や、出荷箱のような粗い表面、織物のような吸水性のある面など、認証ラベルをフルカラーで印刷することができない場合に限り、黒版、白版の認証ラベルの使用を認める。しかしながら、可能である限りカラー版の利用を強く推奨する。

白版、黒版の認証ラベルはそれぞれ、白色、黒色のみで印刷されることができ、他のいかなる色での表示を禁止する。

カラー背景印刷

白、黒版の認証ラベルは、背景色と認証ラベルのすべての要素の間に十分なコントラストがある場合に限り、印刷することができる。パターン、模様のある背景、明るい色の背景に印刷してはならない。



黒版MH
単色マークブラック



EPSファイル
FM_MH_Black,
FM_MH_Arrow_Black



白版MH
単色マーク白



EPSファイル
FM_MH_白、FM_MH_矢
印_白



誤った表示例

黒版の認証ラベルを白で印刷してはならない。白版の認証ラベルとコントラストが逆になる。



誤った表示例

白版、黒版の認証ラベルを白、黒以外の他の色で印刷してはならない。



誤った表示例

黒版の認証ラベルは、明るい色の背景色に印刷してはならない。



誤った表示例

黒版の認証ラベルは、パターンまたは模様のある背景に印刷してはならない。

国際フェアトレード認証ラベル - 認証ラベルの表示禁止例

認証ラベルの表示禁止例

認証ラベルは国際登録商標であり、いかなる要素の色、形の変更を加えてはいけない。

登録商標マーク®は、黒い四角の外側ではなく内側に必ず表示させなければならない。

認証ラベルのデータファイルは、フェアトレード機関から提供されたもののみ使用可能なバージョンである。

認証ラベルの古いデザイン

認証ラベルは最新版を使用すること。2018年以降に利用されていた古いバージョンの認証ラベルは、新しいバージョンに差し替えられなければならない（移行期間は2020年まで）。



古いバージョンの認証ラベルを使用してはならない



色やFAIRTRADEのフォントを変更してはならない



認証ラベルを回転させてはならない



認証ラベルの要素を変更してはならない



認証ラベルを一方方向のみ伸ばしたり、角を丸めたりしてはならない



白、黒以外の色1色で表示させてはならない



フレームをつけたり他のデザインと融合させたりしてはならない



認証ラベルの要素を削除してはならない

国際フェアトレード認証ラベル – 色々な背景での表示

模様や色のついた背景に認証ラベルを表示させる場合

認証ラベルは（®マークも含む）必ず鮮明に表示させ、他のグラフィックや背景の模様によって目立たなくなってしまうといけない。白以外の背景に認証ラベルを表示させる時は、認証ラベルの枠線を表示させ、認証ラベルと背景に明確なコントラストをつけること。

さまざまな背景において認証ラベルを適切に使用することで、認証ラベル、登録商標記号®、および背景の間で可能な限り高いコントラストが得られるようにする必要がある。

模様のある背景への表示

認証ラベルが非常ににぎやかな背景に対して使用されている場合、認証ラベルの周囲に境界を追加で表示させる必要がある。境界は、排除区域の半分以上（すなわち、1/4 X以上、12ページを参照）である必要があり、透明度のある白、または白とする。境界の枠線は黒でもよいが、その他の色は使用できない。



濃い背景色への表示



にぎやかな模様の背景には白い境界を付ける



認証ラベルが目立たない、にぎやかな背景に、認証ラベルを表示してはならない



淡い背景色への表示



にぎやかな模様の背景には白い境界を付ける



認証ラベルが目立たない、にぎやかな背景に認証ラベルを表示してはならない。

国際フェアトレード認証ラベル－他のマークとの表示

他のマークとの関係性

ここでは、国際フェアトレード認証ラベルと他の認証マークを並列して表示させる場合の注意点について記載する。

複数のマークを認証ラベルと並べて表示させる場合、一貫性と明確性が優先される。つまり、利害の対立、市場での混乱につながる潜在的な混合メッセージを避けるために、認証ラベルは常に独立したものであることを示さなければならない。

認証ラベルは、それがフェアトレード・インターナショナルやメンバー組織以外の事業者や組織に属するものとして関連付けるような方法で表示させることはできない。

認証ラベルは、同じ製品パッケージに表示される他の認証またはエシカルマークよりも、小さく表示されてはならず、常に本規定で定めるサイズ要件に準拠している必要がある。

他のマークとの距離は、互いに独立したマークであることが認識できるよう排除区域1/2X（12ページを参照）以上にすること。

並列表示



縦列表示



国際フェアトレード認証ラベル – 表示サイズ

認証ラベルのサイズ

認証ラベルは、製品パッケージまたはプロモーションマテリアルのサイズに比例した大きさで使用する。

左のサイズガイドに従って、推奨される最大および最小サイズの範囲内で、正しいサイズを選択すること。

本ページに記載の最小サイズは、認証ラベルの再現性と適切な縮尺を確保することを目的としている。特定の製品やプロモーションでは、ここに記載されたサイズ表とは異なる場合があり、その場合は平均値を使用することができる。

最小表示サイズ

小さなサイズで認証ラベルを表示させる際には、「FAIRTRADE」のテキストが読めるように注意をすること。印刷物の場合、「FAIRTRADE」の文字がたとえ識別できても、認証ラベルの幅が7 mm 未満であれば、認証ラベルを表示させることはできない。

認証ラベルの幅

認証ラベルの幅は、白色の枠線を含む、端から端までとする。（詳細は12ページ参照）

A4: 21 mm



A5: 17 mm



A6: 15 mm



A7: 13 mm



A8: 11 mm



Min: 7 mm



Size guide (ISO 216 – A series)	Example Application examples	Maximum Mark size (Width)	Minimum Mark size (Width)
A1 (594 x 841 mm)	Posters, display stands	66 mm	60 mm
A2 (420 x 594 mm)	Display stands, POS	46 mm	42 mm
A3 (297 x 420 mm)	Posters, POS, flower bunches	33 mm	31 mm
A4 (210 x 297 mm)	Large packs, 1 litre cartons	21 mm	19 mm
A5 (148 x 210 mm)	Packs and labels	17 mm	15 mm
A6 (105 x 148 mm)	20-50 bag tea pack	15 mm	13 mm
A7 (74 x 105 mm)	750 ml bottle labels	13 mm	11 mm
A8 (52 x 74 mm)	Labels and hang tags	11 mm	7 mm

国際フェアトレード認証ラベル-サイズガイド

A4

297 mm × 210 mm

A5

210 mm × 148 mm

A6

148 mm × 105 mm

A7

105 mm × 74 mm

A8

74 mm × 52 mm

第2部 パッケージ ガイドライン



02

第2部

2.2. 製品パッケージ表示 (一般)

本項では、パッケージにおける国際フェアトレード認証ラベルの位置や配置方法について説明する。各セクションでは、特定の製品タイプのパッケージについて記載する。

製品パッケージ-認証原料100%、物理的トレーサビリティが適用

パッケージに表示させる項目

認証ラベルをパッケージに表示させる際には、消費者が認証ラベルの役割をブランドに関連づけて明確に識別できるようにする事が重要である。

認証原料を100%使用し、物理的トレーサビリティが適用されている製品パッケージに認証ラベル、「フェアトレード(FAIRTRADE)」を記載する場合には、以下のガイドラインに従うこと。

認証ラベルは、消費者に見えるよう製品ブランドと共に製品パッケージの正面に表示させなければならない。

フェアトレード説明文は、パッケージの裏面か認証ラベルの隣に表示させること。

製品パッケージに表示させる項目

- 1 ブランド (必須)
- 2 サブブランド (任意)
- 3 製品名 (必須)
- 4 製品説明 (任意) ※原材料の物理的トレーサビリティが確保されている場合に限り、「フェアトレード/Fairtrade」の記述が可能
- 5 国際フェアトレード認証ラベル (必須)
- 6 フェアトレード説明文、ウェブサイト含む (必須)
- 7 フェアトレードの任意説明文 (任意)

マスマランスを用いて取引される原材料については次ページを参照すること。



製品パッケージ-複合材料製品、マスバランス方式が適用

パッケージに表示させる項目

非認証原料を含む複合材料製品、または物理的トレーサビリティが適用されていない原料を用いた製品のパッケージへ使用される矢印付きの認証ラベルを表示させる際にも、同様のガイドラインが適用される。

認証ラベルは、消費者に見えるよう製品ブランドと一緒に製品パッケージの正面に表示させなければならない。

フェアトレード説明文は、パッケージの裏面に認証ラベルの隣に表示させること。

製品パッケージに表示させる項目

- 1 ブランド名 (必須)
- 2 サブブランド (任意)
- 3 製品名 (必須)
- 4 製品説明 (任意) ※原材料の物理的なトレーサビリティが確保されている場合に限り「フェアトレード/Fairtrade」の記述が可能
- 5 国際フェアトレード認証ラベル (必須)
- 6 フェアトレード説明文、ウェブサイトを含む (必須)
- 7 任意の説明文 (任意)
- 8 矢印マーク (必須) ※

※矢印マークを挿入できない場合は、フェアトレード説明文を示す一般的な矢印や三角形の記号でもよい。



製品パッケージ-表示項目一覧

パッケージ要素の概要

右の表は、製品包装に考慮しなければならないすべての要素をまとめたものである。

必須表示項目

国際フェアトレード認証ラベルは、ブランドとともにパックの前面に表示されなければならない。フェアトレード原材料を記載したフェアトレード説明文は、原材料情報が記載されている面と同じ面に表示されなければならない。

フェアトレード説明文は、国際フェアトレード認証を受けた消費者向けパッケージ製品に必ず表示しなければならない。また、説明文の中でフェアトレードのウェブサイトを使用することも義務づけられている。

NFO参照コード、ライセンシー参照コード、生産者FLO IDは、特定の商品および市場に対して義務付けられている。英国に限りライセンシーがブランドオーナーでない場合「FFLコード」の記載が必要である。

アートワークの承認

パッケージのアートワークは、デザイン及び制作プロセスの一環としてフェアトレード機関の承認を得なければならない。本ガイドラインの最終ページにあるアートワーク承認の連絡先を参照すること。

製品がライセンス機関にて登録され、パッケージが承認されるまでは、プロモーションを行うことができないことに注意すること。

※1消費者向け売り場では用いられない業務用梱包の場合、認証ラベルを印刷する代わりに、「国際フェアトレード認証コーヒー」などのテキストを記載してもよい。（P32参照）

※2日本市場でのみ販売される場合、業務用および飲食店用のパッケージの生産者FLO-IDは省略できる。

内容	消費者向け		非消費者向け
ブランド名	必須	26ページ	必須
国際フェアトレード認証ラベル	必須	26ページ	必須 ※1
「フェアトレード / FAIRTRADE」の表記	物理的トレーサビリティが確保された原料のみ可	26、27、32ページ	物理的トレーサビリティが確保された原料のみ可
ライセンシー事業者名	推奨	26ページ	必須
生産者 FLO-ID	推奨（生鮮果物では必須）	33、37ページ	必須 ※2
NFO参照コード	一部の市場で必須（日本市場では不要）	左と85ページ参照	一部の市場で必須（日本市場では不要）
フェアトレード原材料名	必須	57ページ	推奨
フェアトレード説明文	必須（+任意の説明文）	55-62ページ	推奨
フェアトレードのウェブサイト	必須	55-62ページ	必須

製品パッケージ - 認証ラベルの表示表示

ブランドとの関係

認証ラベルを製品パッケージに表示する際には、ブランド名や製品名も併せて**パッケージの正面**に表示させなければならない。ただし、図02に示されるように認証ラベルがあたかも製品のブランドマークや会社名と誤って認識されるように表示しないこと。

認証ラベルは常にブランドより小さく表示されていないければならず、ブランドよりも目立って表示してはいけない。図01に示すように、パッケージの下方にブランドと離れた場所に表示されるのが理想的である。認証ラベルとブランドは、互いに独立し「フェアトレード」、「フェアトレード・ジャパン」などの単語をブランド名の一部として使用してはならない。また認証ラベルは、ブランドのない製品には決して表示しないこと。

認証ラベルと矢印のあり・なし

●認証原料100%からなり、かつ原料の物理的トレーサビリティがすべてのサプライチェーンにおいて証明されている場合⇒**認証ラベルのみ（矢印なし）**

●マスバランス方式が適用された単一原料からなる製品⇒**認証ラベルと矢印**

●複合材料製品
物理的トレーサビリティまたはマスバランス方式によらず、認証原料を含む2種類以上の原料を使用している場合⇒**認証ラベルと矢印**。（12ページ参照）

ブランドの色

ブランドやブランドのイメージ色が、認証ラベル色と似ている時、認証ラベルのカラー版を使用してならず、白黒版を利用すること。認証ラベルのフェアトレードリーフグリーンとスカイブルーと全く同じ色は、ブランドやサブブランドに、つまり製品パッケージのイメージ色として使用してはならない。（14ページ参照）



01 正しい表示例

認証ラベルは、ブランド名とは離れたパッケージの正面に配置する



02 誤った表示：ブランドの位置

認証ラベルは、ブランドやアイデンティティよりも目立つように表示してはならない



03 誤った表示：ブランドの欠如

ブランド名のない小売製品には認証ラベルを表示してはならない

製品パッケージ- 認証ラベルの表示位置（正面）

パッケージ正面

国際フェアトレード認証ラベルは常にパックの前面に配置し、製品を正面から見たときに消費者に見えるようにしなければならない。ラベルを配置する際は、ブランドヒエラルキーのルールに従わなければならない。

認証ラベルはブランドよりも目立たず、ブランドから離れた位置になければならない。ラベルはパックの左下または右下隅に配置する。

注意事項

製品が棚トレイやカウンター陳列ユニットで販売される場合は、認証ラベルを配置する際に考慮しなければならない。認証ラベルが棚トレイや陳列ユニットで隠れて見えない場合は、認証ラベルの位置を変更するか、追加の認証ラベルを棚トレイや陳列ユニットに配置する必要がある。32ページ参照すること。

パッケージ背面

国際フェアトレード認証ラベルがパッケージの前面に表示されている場合、国際フェアトレード認証ラベルをパッケージの裏面のフェアトレード説明文の横にも表示することができる。



01 ラベルの位置

ラベルは左下か右下に配置するか、水平方向の中央に配置するのが望ましい。



02 円筒形オブジェクト

丸いものや円筒形のものについては、ラベルの半分を視界の外に出してもかまわないが、パックを正面から見たときに、ラベルの少なくとも半分が常に見えていなければならない。



03 複数のフロントフェイス

複数の面を持つパックまたは箱の場合、ラベルは22ページのサイズガイドに従って、パックの正面とみなされるいずれかの面に表示されなければならない。

製品のパッケージ - 認証ラベルの表示位置（折り目・シール部）

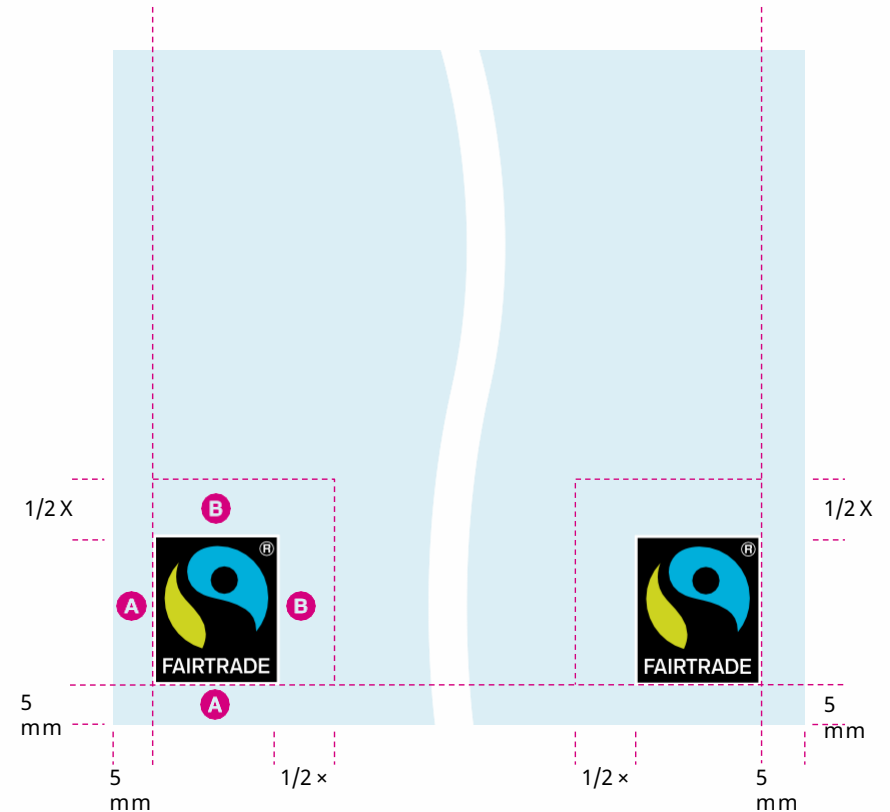
認証ラベルは、折り目、シール部又はパッケージの端に近接して表示してはいけない。スペースに余裕がない場合は、縫い目、シール部、パッケージの端に少し近接しても構わないが、認証ラベルが傾いたり、折り目に表示されることを避け、販売場所で完全に消費者が見えるように表示されなければならない。

パッケージの端からの距離

パッケージに認証ラベルを配置するときは、認証ラベルとパッケージの端または、シール部、折り目までは最低5mmのスペース(A)を確保すること。また、認証ラベル周囲の(B)部には、排除区域(1/2 X以上)を確保すること。(13ページを参照のこと)

登録商標マーク

登録商標を表す®マークは、位置を変えたり削除したりしてはいけない。



製品パッケージ-製品名と製品説明

製品名と製品説明

「フェアトレード」「FAIRTRADE」という言葉は、ブランドやサブブランド名として使用されない限り、オプションとして製品名、製品説明の一部として使用することができる。ただし、原材料が物理的トレーサビリティを用いて取引されている場合に限る。フェアトレード組織名（「フェアトレード・ジャパン」、「フェアトレード・インターナショナル」など）、は製品名の一部として使用することはできない。

原料が1種類の場合

原料が物理的トレーサビリティの確保された1種類のみの認証製品は、「フェアトレードXX」(XXは製品名が入る)と表示することができる。例)フェアトレードコーヒー

すべての原料が物理的トレーサビリティが確保された国際フェアトレード認証原料である複合材料製品

使用しているすべての原料が認証原料である場合、「フェアトレードXX」(XXは製品名が入る)と表記してもよい。

例)フェアトレードチョコレートと表示ができるのは、カカオ、シュガー、バニラ等全ての関連原材料が物理的トレーサビリティのとれた認証原材料である場合に限る

原材料の一部が物理的トレーサビリティのとれた国際フェアトレード認証原料である複合材料製品

2種類以上の原料を使用し、その一部のみが認証原料である製品の場合（例えばチョコレートケーキなど）「フェアトレード」のテキストを製品名に使用する際には、物理的トレーサビリティのとれた認証原料が特定できるようにすること。

例) フェアトレードココアを使用したケーキ ※フェアトレードケーキは不可

マスマランス原料の商品名

カカオ、砂糖、茶、フルーツジュースがマスマランスで取引されている場合、「フェアトレード」「FAIRTRADE」の用語を使用してはならない。

原産地呼称

原料の原産地表示は、物理的トレーサビリティを用いて取引された原材料を使用する場合にのみ可能である。マスマランスを用いて取引されたカカオ、砂糖、茶、フルーツジュースの原産地表示は認められていない。

カカオや砂糖の原産地をフェアトレード認証で主張することはできない。これらの原材料は「グループ・マス・バランス」方式で取引されているため、認証を受けたカカオや砂糖が実際に製品パッケージに含まれているとは限らないためである。

原料が1種類の認証製品

許可されている製品名の例:

- フェアトレードバナナ
- フェアトレードカベルネ・ソービニヨン
- フェアトレード深煎りコーヒー
- フェアトレードセイロン紅茶

許可されていない製品名の例:

※ブランドやサブブランドと共に「フェアトレード」という言葉を使用してはいけない:

- ✕ フェアトレード [ブランド名] カベルネ・ソービニヨン
- ✕ フェアトレード・ジャパン コーヒー

※原材料がマスマランスで取引された場合には「フェアトレード」という言葉を使用してはいけない: (以下は物理的トレーサビリティを用いて取引された場合のみ可。)

- ✕ フェアトレードココアクッキー
- ✕ フェアトレードカカオ入りシリアル
- ✕ フェアトレードティー
- ✕ フェアトレードオレンジジュース

複合原料製品

許可されている製品名の例:

- フェアトレードコーヒーのカプチーノ
- カプチーノ with Fairtrade coffee
- フェアトレードシュガーでつくったラム※
- フェアトレードココア、砂糖、バナナ入りマフィン※
- フェアトレードカカオ使用ドリンク※

許可されていない製品名の例:

※製品名からどの原料がフェアトレード認証原料であるのか特定できない表記は不可

- ✕ フェアトレードカプチーノ
- ✕ フェアトレードモヒート
- ✕ フェアトレードチョコマフィン

例外:

ラム酒の原材料が100%フェアトレードのサトウキビ糖またはその派生物のみである場合、その糖が物理的トレーサビリティの原料であれば、製品は「フェアトレード・ラム」と名乗ることができる。

※「フェアトレード」「Fairtrade」と表示ができるのは、物理的トレーサビリティの確保された認証原材料である場合のみ

製品パッケージ - 消費者向け大容量パッケージ

製品陳列用の箱

消費者向け売り場で陳列ケースや箱に認証製品を入れて販売する場合、認証ラベルをケースや箱に表示させること。ただし、ケースや箱の中の製品はすべて認証製品でなければならない。

ディスプレイユニット

陳列ケースに認証製品を並べる場合、陳列する製品と同じブランドと製品名を陳列ケースに表示させること。陳列ケースに並べられている製品の認証ラベルが一つでも見える場合は、陳列ケースに認証ラベルを表示させる必要はない。店頭における表示は69ページを参照。

箱に入れて販売される場合

消費者向け売り場にて、認証品を箱やコンテナに入れて販売する場合、認証ラベルとブランド名を表示しなければならない。
製品名/説明、FLO-ID、ライセンスの組織名、原産国の表示は、推奨であるが必須ではない。

上記は、製品に認証ラベルが表示されている場合にも適用される。また、バナナの輸送用の箱など、消費者向け売り場で使用される輸送用段ボール箱にも適用される。
ただし、容器の中に非認証製品が含まれる場合は、認証ラベルを箱に表示してならない。



01



02

01 ディスプレイユニット

製品の認証ラベルが陳列ケースで隠れてしまう時は、陳列ケースに認証ラベル、ブランド、製品名を記載しなければならない。

02 ディスプレイユニット

製品に貼付されている認証ラベルが1つでも見える場合は、陳列ケースに認証ラベルを表示する必要はない。



03



04

03 箱などの容器

消費者向け売り場にて、認証製品をばら売りで販売する場合、ケースには必ず認証ラベルを表示させること。

04 認証製品と認証製品の混合

一つの容器に、認証製品と非認証製品を入れて販売する場合、容器には認証ラベルを表示させてはならない。

製品パッケージ-輸送

輸送用、バルク製品のパッケージ

輸送用の箱や容器であっても、消費者向け売り場で用いる可能性のある場合には、箱や容器に以下の項目を表示すること。

表示必須項目：ブランド名または製品オーナー名、認証ラベル、製品名/説明

推奨項目：フェアトレード説明文（URLを含む）

上記項目は、箱に直接印刷しても、シールを作成して貼付してもよい。

FLO-IDは一部のサプライチェーンにおいて必須要件となることがあるため、輸送用箱またはラベルがFLOCERTの要件に準拠していることを必ず確認すること。

※日本国内のみでの流通に限る場合は不要

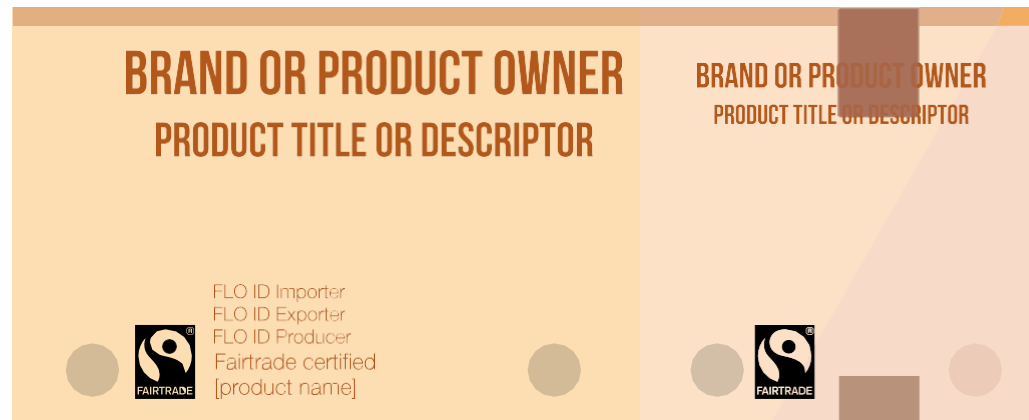
例外

黒単色の認証ラベルは、背景が薄い色か自然色に印刷されている場合のみ、消費者向け売場の段ボール箱や容器に表示することができる。16ページ参照。

消費者向け売り場では用いられない輸送用段ボールの場合、認証ラベルを印刷する代わりに、「国際フェアトレード認証コーヒー」「国際フェアトレード認証バナナ」などのテキストで記載してもよい。

01 バルク製品の パッケージ

輸送と共に消費者向け売場でも利用される箱（ワインボックスなど）には、カラーの認証ラベルを表示すること



02 輸送用段ボール

黒単色の認証ラベルは、薄い色か自然色の背景にのみ表示可能である

製品パッケージ-申請前のチェックリスト

認証ラベル使用の申請

認証ラベルを使用する際は、印刷・掲載前にFLJにデザインを提出し承認を得なければならない。

パッケージ承認はフェアトレードCONNECTシステムを用いて行われる。

FLJに提出する前に、左のチェックリストを使って本規定に従って製品パッケージや販促物が作成されているかを確認すること。承認までに要する時間を短縮できる。

本ガイドラインはほとんどの種類のパッケージに適用されるが、全てを網羅するものではない。不明な点やアドバイスが必要な場合は、FLJまで問合せすること。

製品パッケージ 申請前のチェックリスト

- 認証製品には、認証ラベルが貼付されていますか？ カラー版が推奨されています。
⇒13ページ参照
- 製品を陳列したとき消費者に認証ラベルが見えるよう、認証ラベルはパッケージの正面に表示されていますか。※認証ラベルは、左下または右下のコーナー部分に表示させることが推奨されています。
⇒26、27ページ参照
- フェアトレードがあたかもブランドのように、消費者へ認識されるような表示をしていませんか。認証ラベルは、ブランドより目立って表示してはいけません。ブランドとは離して表示させて下さい。
⇒27,29ページ参照
- 認証ラベルの大きさは適切ですか。パッケージサイズや他の要素とのバランスが取れた大きさで使用する必要があります。⇒22、23ページ参照。
- 認証ラベルの周囲に排除区域は確保されていますか？ ⇒12ページ参照。
- 消費者用のパッケージには、商品名とフェアトレード説明文、ブランドオーナー（ライセンシーなど）の名称が表示されていますか。 ⇒55~59ページ参照。
- 認証ラベルの形状、色などを変えていませんか。 ⇒18ページ参照。
- アートワークの承認は、CONNECTを通してFLJから承認を得ていますか。製造開始前に承認を受ける必要があります。

02

第2部

2.2.各産品の製品 パッケージ表示

本項では、まず食品と飲料への国際フェアトレード認証ラベルの使用について記す。次のセクションでは、非食品である花や植物、スポーツボールについて記す。

食品と飲料 - バラ売りの果物と野菜

果物や野菜をバラ売りする場合、または同じ種類を複数販売する場合は、個別に国際フェアトレード認証ラベルを表示しなければならない。例えばバナナの房のように、1つの果物の複数を1単位として販売する場合は、各単位に表示がなければならず、少なくとも1枚の粘着シールを貼ること。なお、これらの粘着シールは、他の目的に使用してはならない。

ブランドのない粘着シール

シール（ステッカー）は、国際フェアトレード認証ラベル自体の形が変更されない限り、丸みを帯びた長方形でも楕円形でもよい。ただし、他の目的に使用してはならない。

必須表示項目

- 認証ラベル
- 生産者 FLO-ID*
- トレーダーFLO-ID（一部の販売地域において）*

認証ラベルとサイズ

認証ラベルは、正しいカラーコード（13ページ参照）を用いて正確かつ明瞭に複製すること。フェアトレード機関から提供された認証ラベルのデータのみを、改変することなく使用すること。ラベルの幅は、端から端まで測って7mm以上11mm以下でなければならない。FAIRTRADEの文字が読み取れなければならない。

適用

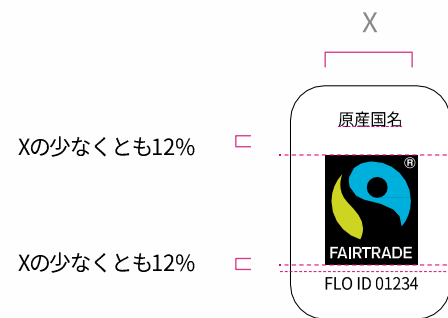
ライセンシーに代わって、生産者組織のみが粘着シールを製品に貼り付けることができる（詳細は基準を参照のこと）。

*必要に応じてオーバープリントを使用することができる。



01 サイズ

粘着シールのサイズにもよるが「X」と定義される、端から端まで測った幅が7mm～11mmの範囲。



レイアウト例

28.4mm x 19mm のステッカー。ステッカーのテンプレートは、管轄のフェアトレード機関から提供される。



03 ステッカーの例

FAIRTRADE または MAX HAVELAAR の国名入りステッカーの例。丸みを帯びた長方形に2行で表示できる。

書体は国名によってArialまたはArial Narrowとなる。活字の大きさは調整することができる。活字の色は黒または暗いトーンの灰色でなければならない。



04 ステッカーの例

FAIRTRADE または MAX HAVELAAR の楕円形に国名を1行と2行で記載例。

食品と飲料 - バラ売りの果物と野菜

バナナの粘着シール

粘着シール（ステッカー）は、ブランドを表示しても、しなくてもよい。ブランドのないバナナ用粘着シールの最も適した形状は、角丸長方形である。

バナナは各房に、少なくとも1つの粘着シールを貼り付けなければならない。これらの粘着シールは、他の目的で使用することはできない。複数の粘着シールを1つの房に貼り付けすることもできるが、房をまとめて保持するためにテープを使用する場合（右を参照）を除き、最大3枚までとする。

袋やその他の包装については41ページを参照すること。

必須表示項目

- ・ 認証ラベル
- ・ 生産者 FLO-ID *
- ・ トレーダー FLO-ID (一部の販売地域において*)

認証ラベルのサイズ

認証ラベルは、正しいカラーコード（14ページ参照）を用いて正確かつ明瞭に複製すること。フェアトレード機関から提供された認証ラベルのデータのみを、改変することなく使用すること。ラベルの幅は、端から端まで測って 7mm 以上 11mm 以下でなければならない。FAIRTRADE の文字が読み取れなければならない。

適用

ライセンスに代わって、生産者組織のみが接着シールを製品に貼付することができる。（詳細は基準を参照のこと）。

※必要に応じてオーバープリントを使用することができる。

ブランドのない粘着シール
ブランドの記載のない粘着シール（ステッカー）の使用例。角丸長方形が望ましい。



房を束ねるテープの利用

バナナの房の周囲に貼るテープは、プラスチックバックの使用を削減することができるため許可されている。認証ラベル、フェアトレード説明文、FLO-IDは、テキストが識別できる文字の大きさと同じシールに表示し、棚からはっきりと見えるように表示しなければならない。

小売店で、テープでまとめられた房から1本ごとに購入することができる場合、粘着シールをそれぞれのバナナに貼付することが望ましい。

食品と飲料 - バラ売りの果物と野菜

ブランド表示付き粘着シール

粘着シール(ステッカー)の形は、長方形、楕円形または円形にすることができるが、認証ラベル自体は形を変えてはいけない。

バナナのように房のように、1つの果物の複数を1単位として販売する場合は、各単位に少なくとも1枚の粘着シールを貼らなければならない(前ページ参照)。

この粘着シールのデザインは、他の目的に使用してはならない。フィルム包装やその他の包装形態に貼りつけられるブランドラベルについては、41ページを参照。

必須表示項目

- ブランド名(生産者名ではない)
- 線などの区切り表示
- 認証ラベル
- 生産者 FLO-ID
- トレーダー FLO-ID ※一部の販売地域において*

任意項目

商品名

認証ラベルとサイズ

認証ラベルは正しいカラーコード(13ページ参照)を用いて正確かつ明瞭に複製すること。フェアトレード機関から提供された認証ラベルのデータのみを改変せずに変更すること。認証ラベルの幅は、黒い縁を端から端まで測って7mm以上11mm以下でなければならない。FAIRTRADEの文字が読み取れなければならない。

適用

ライセンスに代わって、生産者組織のみが接着シールを製品に貼付することができる(詳細は基準を参照)。

*必要に応じてオーバープリントを使用することができる。



01サイズ

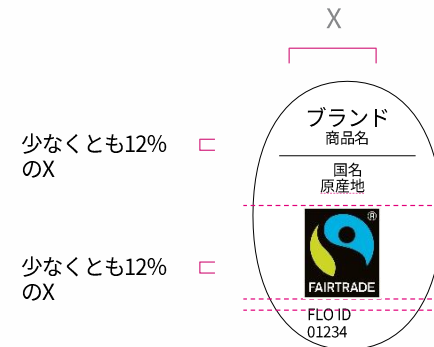
粘着シールのサイズにもよるが「X」と定義される、端から端まで測った幅が7mm～11mmの範囲



粘着シールの例
ブランド表示ステッカー



書体は国名によってArialまたはArial Narrowとなる。活字の大きさは調整することができる。活字の色は黒または暗いトーンの灰色でなければならない。



レイアウトの例

ステッカーのテンプレートは、管轄のNFOから提供される。

02 例外

フルーツシール専用:
ラベルと文字の間に、ラベル幅の少なくとも12%のスペースを空ける(端から端まで測定)



ブランドステッカー
果物に貼られたブランド表示ステッカーの例

食品と飲料-小さなサイズまたは粗い表面の果物と野菜

非常に小さい果物や野菜の場合（例：ブドウやライチ）、箱やパック、または袋に認証ラベルが表示できる。

パイナップルのように表面にざらつきがある果物や野菜には、下げ札や環状の吊り札を付けること。まとめ売り（バルク販売）については33,34ページを参照

必須表示項目

- ブランド又は製品所有者名
- 認証ラベル
- フェアトレード説明文 (36ページ参照)
※フェアトレード説明文は、タグの裏面に表示してもよい。

推奨項目

生産者FLO-ID、原産国名、製品名/製品説明

認証ラベルのサイズ

認証ラベルの横幅は、22ページを参照すること。
FAIRTRADEの文字が識別できるようにすること。

認証ラベル

認証ラベルは正しいカラーコード（13ページ参照）を用いて正確かつ明瞭に複製すること。フェアトレード機関から提供された認証ラベルのデータのみを改変せずに使用すること。

適用

ライセンスに代わって、生産者組織のみが認証ラベルのタグ等を製品に貼り付けすることができる（詳細は基準を参照）。



01. 吊り札、下げ札

果物や野菜の表面にざらつきがある場合（パイナップルなど）、吊り札や下げ札を付けることができる。

02. 陳列箱

小さくてシールを貼ることが出来ない果物や野菜は、認証ラベルが印刷された陳列箱やパックに入れて販売すること。



食品と飲料-包装入りの果物と野菜

袋詰めやパックされた果物、野菜はそれぞれネット、包装、袋、箱などの容器に認証ラベルを表示させること。認証ラベルは、それぞれの包装材の正面に最低1箇所表示しなければならない。

表示必須項目

- ブランド名、または製品オーナー名
- 認証ラベル
- フェアトレード説明文(55ページ)
- トレーダーFLOID (一部の販売地域において)

推奨項目：
生産者FLO-ID、原産国名、製品名/製品説明

認証ラベルサイズ

前ページ参照

包装済みまたは再包装された果物・野菜

果物や野菜が透明袋、フローパック、または類似の容器に再包装される場合、個別に生産者のFLO IDが記載されたステッカーが貼られている必要があるため、再包装形態においてFLO IDの記載は必要ではない。

透明なビニール袋

ビニール袋などの透明または半透明な資材に認証ラベルを印刷する場合には、認証ラベルの白い部分も印刷すること (9ページ参照)

例外

認証ラベルのカラー版を、模様のように認証ラベルを配列した“壁紙スタイル”のプラスチックバッグに使用することができる。認証ラベルの周囲は、少なくとも認証ラベル横幅200%以上の排除区域を確保しなければならない。ただし、このような資材を利用しても認証ラベルは製品シール等で正面に表示させること (図03を参照)。

適用

前ページ参照



食品と飲料 – 飲料

飲料

認証ラベルは、飲料が販売されるあらゆるタイプの容器（ボトル、パウチ、テトラパック容器、箱や缶など）に印刷されなければならない。認証ラベルは常にパッケージの正面に配置させることとする。また、認証ラベルがブランド名、折り目、縫い目、端、シール部から離れた位置に表示されているかを確認すること。

これらのガイドラインは、小売店にあるギフトボックスやバルクパッケージにも適用される。

認証ラベルが印刷されたシールやラベルは、ボトルやパック容器へ機械を使用して（手作業ではなく）貼付されること。

表示必須項目

- 容器正面: 認証ラベル、ブランド、製品名/製品説明
- 容器裏面: ファートレード説明文

任意表示項目

生産者 FLO-ID



縫い目、シール部、切り口
パウチ、箱、テトラ容器の折り目、縫い目、端やシール部分を避けて、パッケージの正面に認証ラベルを表示させること。



ボトルや円筒形の容器
ボトル容器には、認証ラベルは正面からはっきりと見えるように表示させること。メインの接着シールに印刷してもよい。30ページ参照



正面が複数ある容器
複数の側面で構成されている箱やパックには、各側面を正面として考え、それぞれの面に認証ラベルを表示させること。

食品と飲料 – 飲料

飲料

国際フェアトレード認証ラベルは、複数のパッケージ表面に貼付することができるが、表示形態およびパッケージデザインによっては、正面とみなされるすべての表面に貼付しなければならない。

ボトル自体に貼付された認証ラベルがパッケージによって見えない場合は、少なくとも前面に1つ、認証ラベルが印刷されていなければならない。

淡色または中間色のリサイクル素材を使用する場合で、色彩制限が適用される場合は、例外として白色または黒色の印刷色を使用することができる。色彩の制限は、要請に応じてライセンス機関に提示しなければならない。

認証ラベルはガラスまたはプラスチックボトルに直接、フルカラー、白黒、白黒単色で印刷できる。他の色は使用できない。

印刷や運用の制限により、ライセンス機関が認証ラベルの例外的使用を認めた場合、他の色を適用することが可能な場合がある。

フェアトレード説明文は外箱またはボトルに表示される。粘着シールを使用することもできる。



飲料用外箱

認証ラベル、前面または複数の面に印刷することができる。飲料自体の認証ラベルが見えない場合には外装に印刷すること。黒色印刷は、淡色または中間色のリサイクル素材に使用が可能である。



ガラス・ペットボトル
認証ラベルはガラスやプラスチックに直接印刷可能

食品と飲料 - アルコール飲料

ボトルラベル

ワインなどのボトルの場合、認証ラベルを表と裏側のラベルに直接印刷することが出来る。他の方法としては、次ページで紹介するように、ブランドの製品ラベルとは別に認証ラベルを表示した帯ラベルを貼付することも出来る。

正面ラベル

認証ラベルは、ボトルの正面にブランドから離して表示させること。その際、ボトルを正面から見たときにはっきりと認証ラベルが見える位置に認証ラベルを表示させなくてはならない。

裏面ラベル

裏面ラベルには、製品説明文から離れた位置にフェアトレード説明文とFLJ Webサイトを印刷すること。認証ラベルは、裏面のラベルにも表示させてもよいが必須条件ではない。

必須表示項目

- 容器正面: 認証ラベル、ブランド名、製品名/製品説明
- 容器裏面: フェアトレード説明文（ウェブサイトを含む）

サイズ

750mlの容量のボトルの場合、認証ラベルの横幅は、11mmから13mmの間で表示させること。それより小さなボトルサイズの場合は、13ページに従ってサイズを決定すること。



01 ボトル容器正面

正面から見たときはっきりと認証ラベルが見えなければならない。

02 フェアトレード説明文

フェアトレードの説明文は裏面、帯ラベルまたは表面に記載すること。

03 吊り札

認証ラベルがボトル上のラベルにも印刷されている場合、吊り札にも認証ラベルを使用する事ができる。ただし、生産者FLO-IDと共に表示すること。

食品と飲料 - アルコール飲料

ボトルの帯状ラベル

認証ラベルを製品ラベルに直接印刷する事が出来ないときは、認証ラベルのみを製品ラベルの下に帯ラベルにして表示することが出来る。

帯状ラベルの縦幅は認証ラベルの排除区域を確保し、横幅は製品サイズに合わせて作成すること。

製品ブランドとの優位性を考慮し、ボトルの首周りに帯状ラベルを用いて認証ラベルを表示してはならない。(図03)

認証ラベルのみが表示された長方形、または正方形のステッカーは許可されない。(図03)

サイズ

750mlボトルの帯状ラベルに表示する認証ラベルの横幅は、13mm以内にすること。

表示必須項目

- 正面ラベル: 認証ラベル、ブランド、製品名/製品説明
- 裏面ラベル: フェアトレード説明文、FLJ Webサイト。帯状ラベルを作成してもよい。

任意

認証ラベルは裏面にも表示してよい。

適用

表面、裏面の製品ラベルは、手作業ではなく、機械で貼付すること。



01 正面ラベル

認証ラベルを帯状ラベルに印刷する場合、製品ラベルの下に帯状ラベルを貼ること。

02 裏面ラベル

フェアトレード説明文は必ずボトル裏面の製品ラベル又は、帯状ラベルに表示させること。

03 認証ラベルの位置

認証ラベルはボトルの首回りに表示してはいけない。認証ラベルのみを表示した長方形または正方形のラベルの使用は認められない。

食品と飲料 - アルコール飲料

複合製品のアルコール飲料

可能な限りすべてのフェアトレード原料を含む複合製品からなるアルコール飲料には、原料のトレーサビリティタイプに応じて、矢印の付いた認証ラベルと対応するフェアトレード説明文を使用しなければならない。56,57ページ参照

フレーバービールやエール、シードル、フレーバースングリア、プレミックスボトルカクテル、発泡性アルコール飲料、クーラーなどの複合製品がこれに当たる。

アルコール飲料にフェアトレード原料が一つしか含まれていない場合は、フェアトレード原料調達制度（10ページ参照）についてライセンス機関へ問い合わせること。

ブランド表示が明るい色の場合には、黒色または白色の認証ラベルを使用することはできない。16ページを参照のこと。

その他の関連規則が適用される。



フルカラー認証ラベル貼付
アルコール飲料



白黒版認証ラベル貼付の
アルコール飲料



裏面（ラベルまたはプリン
ト）にフェアトレード説明
文張があること。

非食品－一輪花

一輪花

フェアトレード認証として販売される一輪花、またはその他一輪の植物（例えば葉飾りなど）は、認証ラベルが表示された接着ラベルを付けて販売しなければならない。接着ラベルは、一輪で販売される場合も、花束に一輪花を含めて販売される場合も貼付しなければならない。

接着ラベルには生産者FLO-IDを必ず表示させなければならない。ブランド名、製品名/製品説明は推奨されるが、必ず表示しなくてもよい。

フェアトレード説明文

スペースがある場合にはフェアトレード説明文(49ページ参照)をラベルに表示すること。ただしスペースが限られている場合には、表示しなくてもよい。

必須表示項目

粘着シール(ステッカー)： 生産者FLO-ID

任意表示項目

フェアトレード説明文およびFLJのURL

申請

生産者組織はライセンシーの代理として、国際フェアトレード認証ラベルを製品の販売の目的に限り、貼付することができる（国際フェアトレード基準を参照）。



粘着シール

粘着シールには、生産者のFLO-IDを表示させること。

粘着シールは、ライセンシーかライセンシーに代わって生産者によって貼付されなければならない。

非食品 - 花束 100%フェアトレードのブーケ

認証花と認証葉飾り(茎)

フェアトレード認証として販売されるすべての包装された花と葉物は、一輪花、花束のどちらであっても認証ラベルを製品パッケージ（スリーブ）に表示しなければならない。

必須表示項目は、スリーブおよびスリーブに貼付する粘着シール、もしくはその組み合わせで表示することができる。

認証ラベル、フェアトレード説明文およびFLJのURLは共に表示すること。

ブーケ

認証ラベルが貼付可能なブーケは、フェアトレードサプライチェーンの組織で事前に包装された花束のみである。

小売店や花屋のような非認証の花や葉物を取り扱い、店先で花束を作る場合には、認証ラベルを貼付してフェアトレードとして販売することはできない。

必須表示項目

スリーブ: 認証ラベル、ブランド、製品名/製品説明、生産者FLO-ID、下記のフェアトレード説明文

このブーケの全ての花と葉物は、フェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細はこちら: fairtrade.net/jp-jp

任意表示項目

製品オーナー(例 ライセンシー名)



01

BRAND
PRODUCT TITLE

FLO ID 12345



このブーケの全ての花茎は、フェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細は info.fairtrade.net/sourcing

02

01 認証ラベルの表示位置

ブーケとして陳列される場合、認証ラベルが見えるように、スリーブの上から三分の一までに表示必須項目も表示すること。

02 粘着シール

必須表示項目は、スリーブもしくはスリーブに貼付される粘着シールに表示しなければならない。

非食品 - 花のフェアトレード説明文

花のフェアトレード説明文

フェアトレード認証花に対するフェアトレード説明文は、花束の構成を反映し、認証された内容を明確に示さなければならない。

01-フェアトレード認証100%の場合

このブーケの全ての花と葉物は、フェアトレード (Fairtrade) 認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細はこちら: fairtrade.net/jp-jp

認証・非認証の混合ブーケ

1、2種類の花は認証花で、それ以外は非認証花の花束は、フェアトレード原料調達制度(FSI)が適用される。FSIラベルガイドラインを参照すること。



BRAND
PRODUCT TITLE



このブーケの全ての花と葉物は、フェアトレード (Fairtrade) 認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細は fairtrade.net/jp-jp FLO ID 12345

01

BRAND
PRODUCT TITLE

FLO ID 12345



このブーケの全ての花と葉物は、フェアトレード (Fairtrade) 認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細は fairtrade.net/jp-jp

02

非食品－観葉植物

観葉植物

フェアトレード認証として販売される鉢植えまたは鉢植えでない観葉植物には、容器、パッケージ、園芸用ラベルに、認証ラベルが表示されていなければならない。

必須表示項目

パッケージまたは園芸用タグに記載：

- ・ 認証ラベル、ブランド、製品名／製品説明、生産者FLO ID
- ・ 観葉植物のフェアトレード説明文

推奨表示項目

原産国

観葉植物のフェアトレード説明文

この[認証植物名]は、フェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細はこちら：
fairtrade.net/jp-jp
FLO ID: 12345

観葉植物のフェアトレード説明文は、国際フェアトレード認証ラベルと同じ面、もしくは、タグやラベルの裏面に印刷することができる。

FLO IDは、フェアトレード説明文の横またはタグやラベルの裏面など、他の場所に記載することができる。



1. 園芸ポットタグ

スペースが限られている場合は、フェアトレード説明文をラベルの裏面に印刷することができる。



2. 鉢用シール

認証ラベルとフェアトレード説明文をラベルシールに表示する。

非食品－球根

球根

フェアトレード認証として販売されるバラ売りまたはまとめ売りの球根には、認証ラベル、フェアトレード説明文を箱に表示しなければならない。個々の球根にラベルを貼ってはいけない。

包装された球根

ネットや袋に入れてまとめて販売される球根には、必須表示項目と任意項目を記載した粘着シールまたはバンドを付けること。

必須表示項目

箱または粘着シール

- ・ 認証ラベル、ブランド、製品名/製品説明、生産者FLO ID
- ・ フェアトレード説明文、FLJウェブサイトURL

任意表示

原産国

球根のフェアトレード説明文

この[認証植物名]は、フェアトレード認証生産者から基準に従って調達された認証品です。

詳しくはこちら：fairtrade.net/jp-jp

球根のフェアトレード説明文は、国際フェアトレード認証ラベルと同じ面または箱の側面に印刷することができる。

FLO IDは、フェアトレード説明文の横または他の場所に記載することができる。



01 バラ売り

バラ売りの球根は箱に入れて陳列し、箱に認証ラベルを表示すること。個々の球根に認証ラベルを添付してはならない。

02 包装された球根

バッグもしくはネットでまとめて販売される球根には、認証ラベルとフェアトレード説明文を表示しなければならない。

非食品 - 苗木

消費国で完成する観葉植物

若木や苗などの植物をフェアトレード認証として販売することは、フェアトレード生産者がフェアトレードの条件下でより多くの生産品を販売する絶好の機会となる。それらの若い植物は、フェアトレード認証生産者によって栽培され、輸入国または輸入国で最終的に販売される大きさまで育てられる。フェアトレード認証事業者（トレーダー）によって消費国で栽培され、完成品として消費者に販売される。

フェアトレード認証の苗木：

- 若木
- 挿し木（発根または根なし）
- サトウキビ種茎

フェアトレード認証を受けているのは若い植物原料のみであるため、別のフェアトレード説明文が使用される。認証ラベルとこの必須説明文は、パッケージや販促物に共に記載される。

必須表示項目

- ・ 認証ラベル、ブランド名または製品販売者名、生産者FLO ID
- ・ 苗木原料のフェアトレード説明文

フェアトレード説明文

この[任意：植物名][苗木/挿し木/種茎]は、[生産国/地域名]のフェアトレード(Fairtrade)認証生産者が生産し、[輸入国/地域]で完成した/生育された[植物名]です。詳細はこちら：[fairtrade.net/jp-jp](https://www.fairtrade.net/jp-jp)

注：[]で囲まれたフェアトレード説明文の任意部分は、苗木、成長した植物、生産国、仕向国の名称を指定するために使用される。



1. 園芸用タグ

表面に認証ラベル、裏面にフェアトレード説明文を記載する例。認証ラベルと説明文は同じ面に配置してもよい。



2. ラベルシール

認証ラベルとフェアトレード説明文をラベルシールに表示することができる。

非食品－スポーツボール

スポーツボール

フェアトレード認証のスポーツボールには、ブランド名またはクラブ名、国際フェアトレード認証ラベル、ボールのタイプをボールのパネルに直接印刷しなければならない。認証ラベルはどの角度から見ても見えるものでなければならず、ボール上に3回以上印刷されてはならない。

必須表示項目

ボールの表面にはブランド名またはクラブ名の表示が義務付けられており、認証ラベルよりも目立つようにしなければならない。また、認証ラベルと共に、ボールのタイプを明記した文を表示しなければならない：

フェアトレード(Fairtrade)基準に準拠した(組立/縫製)[ボールの種類]

例：フェアトレード(Fairtrade)基準に準拠した組立サッカーボール

任意表示項目

スポーツボールのフェアトレード説明文は任意である。生産者FLO IDは、スポーツボールの添付文章に記載することができる。マーケットによっては、一方または両方の記載が義務付けられている場合がある。※日本では不要

スポーツボールのフェアトレード説明文

この[ボールの種類]は、フェアトレード(Fairtrade)基準に準拠して働く労働者によって(組立/縫製)された国際フェアトレード認証品です。詳細はこちら：
fairtrade.net/jp-jp



Football assembled under
Fairtrade Standard conditions.
FLO ID 12345 / NFO Ref code

01

01 ボールタイプ

ボールのタイプを示すテキストを認証ラベルの真下に表示させること。

FLO ID 12345 / NFO Ref code

02

02 参照コード

生産者FLO IDをボールに表示させてもよい。FLO IDは、ボールタイプの下または上、別パネルに表示することができる。

非食品－スポーツボール

スポーツボールの包装

フェアトレード認証のスポーツボールのパッケージには、外箱（箱、ネット、プラスチックケース）にブランド名またはクラブ名、認証ラベル、スポーツボールのフェアトレード説明文、フェアトレードのウェブサイトに記載すること。
生産者FLO IDをパッケージ上に表示してもよい。

スポーツボールに印刷されたブランド名と認証ラベルがはっきりと見える場合には、外箱に繰り返し印刷する必要はない。

必須表示項目

ブランド名またはクラブ名、認証ラベル、スポーツ・ボールのフェアトレード説明文

スポーツボールのフェアトレード説明文

この[ボールの種類]は、フェアトレード(Fairtrade)基準に準拠して働く労働者によって(組立/縫製)された国際フェアトレード認証品です。詳細はこちら：
fairtrade.net/jp-jp

任意表示

生産者FLO IDはスポーツボール添付文書の下に記載することができる。



01 外装

スポーツボールに印刷されたブランド名とラベルがはっきりと見える場合は、外箱に繰り返し印刷する必要はないが、使用することはできる。

02 外装

ブランド名ははっきりと見えるが、認証ラベルは見えない場合、認証ラベルをスポーツボールのフェアトレード説明文とともに、外箱に印刷することができる。

ブランド名も見えない場合は、外装に印刷しなければならない。



02

第2部

2.3. フェアトレード 説明文

フェアトレード説明文は、消費者にフェアトレードの意味を説明する簡潔な文章を記す。フェアトレード説明文とURLは、すべてのパッケージに表示が義務付けられている。加えて、任意の説明文を選ぶことができる。

フェアトレード説明文 – 概要

フェアトレード説明文

製品パッケージには、物理的トレーサビリティまたはマスマランス原料を使用した、複合製品または単一原料製品のフェアトレード説明文を記載しなければならない。

国際フェアトレード認証制度およびその認証ラベルは欧州を拠点としており、その適用にあたっては欧州法に拘束されるものである。

欧州連合の規制により、**フェアトレード原料および／またはフェアトレード原料割合は、製品の原材料表示（一括表示欄内）とは別箇所に記載されなければならない。**太字フォントや記号などの文字装飾または記号による識別要素は主要な製品原材料表示内でフェアトレード原料および原材料の含有率を示すために使用してはならない。

フェアトレード・トレーダー基準2.2.3に定められている通り、食品の複合原料製品に含まれるフェアトレード原料の割合は、国内法と矛盾しない限り、パッケージ上にパーセントで表示しなければならない。例外が認められたフェアトレード原料（トレーダー基準2.2.4項による）は、パッケージ上で別途明記されること。

製品内のフェアトレード原料および原材料の含有率に関する情報はライセンスまたはブランドが運営するウェブページで提供することが推奨される。このページのコンテンツはライセンス機関に提出し承認を得なければならない。

フェアトレード説明文は、物理的トレーサビリティが確保された原材料を使用した製品と、マスマランスを適用する製品で大きく異なる。フェアトレード説明文は少なくとも一つの言語で表示されなければならない。

以下の記述は法的助言ではなく、**フェアトレードに関連するサステナビリティ表示に関するガイダンス**であることに留意すること。

今回の改正は、ライセンスシーが、製品がフェアトレード・インターナショナルの基準および規制要件に準拠していることをパッケージ上に引き続き表示できるようにすることを目的としている。製品が販売される地域において適用されるすべての法令に、製品パッケージが適合していることを確立する責任は**ライセンスシーにある**。ライセンスシーは各国の法令遵守に最終的な責任を負う。フェアトレード機関の職員は、フェアトレード認証とは関連のない、**ライセンスシーによるサステナビリティ主張**（ブランド、企業、法人、製品所有者、認証トレーダーなど）の審査には関与しない。フェアトレードに関する任意の説明文の一式は改訂されており、その内容は61ページに記載されている。

2025-2026年改訂版フェアトレード説明文

フェアトレードは、[欧州連合の「グリーン移行のための消費者エンパワーメント指令」](#)の要件に準拠させるため、パッケージ記載の表示内容を改訂した。同指令は2026年3月までにEU加盟各国の国内法に組み込まれる必要があり、2026年9月27日に適用開始される。

この指令の目的は、根拠のない、あるいは誤解を招くようなサステナビリティに関する表示の使用を禁止することにある。また、この指令では、サステナビリティラベルは、独立した第三者機関による検証を受けた認証制度に基づくか、あるいは公的機関によって策定されたものでなければならないと規定している。

この指令のもう一つの要件は、企業が掲げる各サステナビリティ表示の文言が、明確かつ真実であり、誤解を招くものでなく、消費者が容易に理解できるものでなければならないという点である。サステナビリティ表示は、その表示が記載されている包装内の製品を指すものでなければならない。

適用範囲

フェアトレードのパッケージ表示に関する今回の世界的な更新により、EU域内で事業を展開しているか否かに関わらず、フェアトレード機関とライセンス契約を締結しているすべてのフェアトレードの商業パートナーに適用される。

記載が義務付けられている必須表示項目

パッケージには、国際フェアトレード認証を受けた原材料を明記し、関連するフェアトレードのウェブサイトを含めることが義務付けられる。パッケージには、少なくとも1つの言語でフェアトレード説明文を記載すること。

フェアトレードのウェブサイト

フェアトレードのウェブサイトは、消費者がフェアトレードについてより詳しく知るためのフェアトレード説明文の一部である。国際的な販売については、グローバルウェブサイト（info.fairtrade.net/sourcing）を掲載すること。

製品が各国フェアトレード機関（NFO）またはフェアトレードマーケティング機関（FMO）が管轄する国でのみ販売される場合、その国のウェブサイトを利用することが認められる。**日本国内でのみ販売する場合には、FLJのウェブサイト（fairtrade.net/jp-jp）を掲載すること。**

トレーサビリティの種類

フェアトレード説明文は、物理的トレーサビリティまたはマスマランスに基づく2つの種類があり、それぞれ利用可能なスペースに応じて長さを選択できる。

任意表示項目

国際フェアトレード認証ラベルは、スペースが許す場合、パッケージの背面にも使用することができるが、必須ではない。

フェアトレード説明文の翻訳

改訂版フェアトレード説明文の翻訳は、[フェアトレード・インターナショナルのウェブサイト](#)で確認することができる。日本語版については、次のページを参照すること。

フェアトレード説明文 – 物理的トレーサビリティ

物理的トレーサビリティ版

適用対象:

使用されるすべての認証原料の物理的トレーサビリティが確保されている認証製品。

フェアトレード説明文に関する概要は前ページを参照すること。

製品包装が販売地域の管轄区域における関連する全ての表示法規に準拠していることを確認する責任はライセンシーが有する。

注記:

- * { } 内のテキストは任意表示
- * [] 内のテキストは実際の原料または情報を差し込むこと
- () 内のテキストは必須表示 例: (製品中)

[注意事項]

- %で表示される認証原料の含有率は、小数点以下を切り捨てて表示させる。含有率が100%であっても表示すること。
- 英語の(Fairtrade)の文字は、認証であることを示すため、文章中に必ず一か所以上に入れること。

フェアトレード説明文

パッケージへ少なくとも1つの言語で表示すること

物理的トレーサビリティ版

[物理的トレースがとれている認証原材料名]はフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。計 XX% {(製品中[の物理的トレースがとれている認証原材料名])} 詳細は{こちら}: fairtrade.net/jp-jp

例A:

コーヒーはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。計 100% (製品中) 詳細はこちら: fairtrade.net/jp-jp

例B:

ナッツとレーズンはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。計 12% (製品中のナッツとレーズン) 詳細は: fairtrade.net/jp-jp

適用

国際フェアトレード認証を受けた原材料を明記するために必要なフェアトレード説明文（フェアトレードのウェブサイトを含む）は、**パッケージへの記載が義務付けられており**、そのまま使用しなければならない。

パッケージには、少なくとも1つの言語で、フェアトレードの必須説明文を記載するとともに、フェアトレードのウェブサイトを記載しなければならない。これらの表示は、パッケージ以外でも使用可能である。

改定フェアトレード説明文およびガイドラインは直ちに発効され、すべてのフェアトレード・メンバーおよびライセンシーはこれを遵守しなければならない。

新規のライセンシーは直ちに本改定ガイドラインが適用される。改訂フェアトレード説明文およびガイドライン発行前にライセンスを取得していた既存ライセンシーは、以降に作成するすべての新規デザインにおいて、これらを更新・適用する必要がある。

移行期間

「グリーン・トランジションに向けた消費者エンパワメント指令」の法的拘束力のある期限に合わせるため、施行日を**2026年9月27日**とし、追加の移行期間は設けられない。

任意の表示

パッケージ上およびパッケージ外で使用するための任意の表示文例が作成されており、[61ページ](#)に掲載されている。

フェアトレード説明文 – マスバランス方式

マスバランス方式版

マスバランスは、フェアトレードカカオ、砂糖、茶、フルーツジュースの取引においてのみ認められる。また、グループ（複数拠点）によるマスバランスは、カカオと砂糖にのみ認められる。

適用対象：

1. 複合製品（チョコレートバーなど）または単一原料製品（紅茶、フルーツジュースなど）。
2. トレーサビリティが確保されている認証原料と物理的トレーサビリティ原料が混合された複合原料製品。

原材料に関して認証(Certified)という表現は、物理的トレーサビリティを暗示するため、使用してはならない。

フェアトレードとして調達されたものの、マスバランスされたフェアトレード原料は、「フェアトレード」「Fairtrade」と表示してはならない。例えば「フェアトレード認証カカオ」「Fairtrade Cocoa」といった表示は、最終製品にフェアトレード認証を受けたカカオが含まれていない可能性があるため使用できない。[32ページ](#)を参照

マスバランス方式版の説明文で特定されるフェアトレード原材料は、フェアトレード条件で調達された原材料であることを示す。当該説明文またはパッケージは、マスバランスで調達された原材料が物理的に製品内に存在するかのように示唆してはならない。例：マスバランスの製品に「フェアトレード認証カカオを使用」と表示してはならない。

フェアトレードのパッケージ表示に関する規制の詳細については、[56ページ](#)を参照。

製品内のフェアトレード原材料または原材料の含有率に関する情報は、ライセンサーまたはブランドが運営するウェブページで提供することが推奨される。当該ページの内容は、認証機関へ提出し承認を受けなければならない。

フェアトレード説明文

パッケージへ少なくとも1つの言語で表示すること

マスバランス方式版

短文版：全てのフェアトレード(Fairtrade) [マスバランス原材料名]はマスバランス方式により、非認証[マスバランス原材料名]と置換または混合されることがあります。計 XX% {(製品中)} 詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例A：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオと砂糖はマスバランス方式により、非認証カカオと砂糖と置換または混合されることがあります。計 65% (製品中) 詳細はこちら： fairtrade.net/jp-jp

例B：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオと砂糖はマスバランス方式により、非認証カカオと砂糖と置換または混合されることがあります。計 65% 詳細は： fairtrade.net/jp-jp

長文版：全てのフェアトレード(Fairtrade) [マスバランス原材料名] (製品中 XX%) はマスバランス方式により {加工の過程で} 非認証 [マスバランス原材料名] と置換または混合されることがあります。これは国際フェアトレード認証ラベルの付いた [製品名] を作るのに必要な量と同等量分の [マスバランス原材料名] が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は {こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例A：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオ (製品中 71%) はマスバランス方式により、加工の過程で非認証カカオと置換または混合されることがあります。これは国際フェアトレード認証ラベルの付いたチョコレートを作るのに必要な量と同等量分のカカオが、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細はこちら： fairtrade.net/jp-jp

例B：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオと砂糖 (製品中 71%) はマスバランス方式により、非認証カカオと砂糖と置換または混合されることがあります。これは国際フェアトレード認証ラベルの付いたチョコレートを作るのに必要な量と同等量分のカカオと砂糖が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は：fairtrade.net/jp-jp

複数言語の併記などスペースが限られた場合に限り使用可：

略式版：全てのフェアトレード(Fairtrade) [マスバランス原材料名] は非認証 [マスバランス原材料名] と置換または混合されることがあります (マスバランス方式)。計 XX% {(製品中)} 詳細は {こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例A：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオは非認証カカオと置換または混合されることがあります (マスバランス方式)。計 56% (製品中) 詳細はこちら： fairtrade.net/jp-jp

例B：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオは非認証カカオと置換または混合されることがあります (マスバランス方式)。計 56% 詳細は：fairtrade.net/jp-jp

表示可能面積 28 cm² 以下の小さいパッケージ（シュガースティックなど）に限り使用可：

全てのフェアトレード(Fairtrade) [マスバランス原材料名] の調達にはマスバランス方式が適用されています。 fairtrade.net/jp-jp

例：全てのフェアトレード(Fairtrade) 砂糖の調達にはマスバランス方式が適用されています。 fairtrade.net/jp-jp

フェアトレード説明文 – マスバランス方式と混合トレーサビリティ

マスバランス説明文- 続き

1つ以上の原材料について、物理的トレーサビリティを適用

ライセンサーが、1つ以上の原材料について物理的トレーサビリティを宣言できる場合、あるいは残りの原材料がマスバランスであり1つの原材料のみについて宣言できる場合は、「混合トレーサビリティ」の説明文を使用できる（次項を参照）。物理的トレーサビリティの説明文は、**製品のサプライチェーンがFLOCERT/INTACTに登録された自主的物理的トレーサビリティ（VPT）を有している場合にのみ可能である。**

任意の説明文

パッケージ上およびパッケージ外で使用できる一連の任意説明文については、[61ページ](#)参照。

その他の説明文

製品上または製品に関連して、特定の国のフェアトレード生産者（マスバランス原料であるカカオ、砂糖、紅茶、フルーツジュースの生産者）に対する利益を宣伝することは認められず、また、そのマスバランス原料がパッケージ内に物理的に含まれていることを明示的または暗示的に示すことも禁じられる。

原産地呼称

カカオや砂糖の原産地をフェアトレード認証で主張することはできない。これらの原材料は「グループ・マスバランス」方式で取引されているため、認証を受けたカカオや砂糖が実際に製品パッケージに含まれているとは限らないためである。

混合トレーサビリティ

物理的トレーサビリティとマスバランス方式の両方が適用されている原料

製品に異なる種類のトレーサビリティを適用した原材料が含まれている場合、フェアトレード説明文でその区別を行わなければならない。

短文版： [物理的トレースがとれている認証原材料名]は国際フェアトレード(Fairtrade)認証品です(製品中XX%)。全てのフェアトレード{[Fairtrade]}[マスバランス原材料名] (製品中XX%)はマスバランス方式により非認証[マスバランス原材料名]と置換または混合されることがあります。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例A： バニラとシナモンは国際フェアトレード(Fairtrade)認証品です(製品中4%)。全てのフェアトレード(Fairtrade)カカオ(製品中46%)はマスバランス方式により非認証カカオと置換または混合されることがあります。詳細はこちら： fairtrade.net/jp-jp

例B： バニラとシナモンは国際フェアトレード(Fairtrade)認証品です(製品中4%)。全てのフェアトレードカカオ(製品中46%)はマスバランス方式により非認証カカオと置換または混合されることがあります。詳細は： fairtrade.net/jp-jp

長文版： [物理的トレースがとれている認証原材料名]はフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達された国際フェアトレード認証品です(製品中XX%)。{全ての}フェアトレード[マスバランス原材料名] (製品中XX%)はマスバランス方式により加工の過程で非認証[マスバランス原材料名]と置換または混合されることがあります。これは国際フェアトレード認証ラベルが付いた[製品名]を作るのに必要な量と同等量分の[マスバランス原材料名]が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例A： バニラとシナモンはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達された国際フェアトレード認証品です(製品中4%)。全てのフェアトレードカカオ(製品中57%)はマスバランス方式により加工の過程で非認証カカオと置換または混合されることがあります。これは国際フェアトレード認証ラベルが付いたチョコレートを作るのに必要な量と同等量分のカカオが、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細はこちら： fairtrade.net/jp-jp

例B： バニラとシナモンはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達された国際フェアトレード認証品です(製品中4%)。全てのフェアトレードカカオ(製品中57%)はマスバランス方式により加工の過程で非認証カカオと置換または混合されることがあります。これは国際フェアトレード認証ラベルが付いたチョコレートを作るのに必要な量と同等量分のカカオが、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は： fairtrade.net/jp-jp

例外

チョコレートなどの表示において、消費者の混乱を避けるために、マスバランス表示のみを使用してもよい。

フェアトレード説明文 – 液体を含む製品

液体を含む製品

水または乳製品を含む製品

水または液体の乳製品が添加された製品については、ライセンサーは、添加されたすべての水および/または液体乳製品をパーセンテージの計算から除外することができます。これは濃縮果汁にも適用されるが、フレッシュ・ジュースには適用されない。例えば、炭酸飲料の糖分含有率が水分を含まずに85%と算出された場合、パッケージには「この数値は水分を除いて算出されたものである」旨を明記しなければならない。

水または液体乳製品を除いて計算した場合、フェアトレード原材料比率の横に「水を除く」、「牛乳を除く」、「(液体原材料名)を除く」の注記を追加しなければならない。

詳細はトレーダー基準2.2.2項を参照のこと。対応するトレーサビリティのフェアトレード説明文を使用すること。

注記：

- * { } 内のテキストは任意表示
- * [] 内のテキストは実際の原料または情報を差し込むこと
- * () 内のテキストは必須表示 例：(水/乳製品を除く製品中)

[注意事項]

- ・%で表示される認証原料の含有率は、小数点以下を切り捨てて表示させる。
- ・英語の(Fairtrade)の文字は、認証であることを示すため、文章中に必ず一か所以上に入れること。

物理的トレーサビリティ原料の場合

[物理的トレーサがとれている認証原材料名]はフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。計 XX% (水/乳製品を除く製品中) 詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例：コーヒーはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。計 100% (乳製品を除く製品中) 詳細はこちら：
fairtrade.net/jp-jp

マスバランス方式の場合

短文版：{全てのフェアトレード(Fairtrade)[マスバランス原材料名]はマスバランス方式により、非認証[マスバランス原材料名]と置換または混合されることがあります。計 XX% {(水/乳製品を除く製品中)} 詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例：全てのフェアトレード(Fairtrade)砂糖はマスバランス方式により、非認証砂糖と置換または混合されることがあります。計 67% (水を除く製品中) 詳細は：
fairtrade.net/jp-jp

長文版：{全てのフェアトレード(Fairtrade)[マスバランス原材料名](水/乳製品を除く製品中XX%)は、マスバランス方式により{加工の過程で}非認証[マスバランス原材料名]と置換または混合されることがあります。これは国際フェアトレード認証ラベルが付いた[製品名]を作るのに必要な量と同等量分の[マスバランス原材料名]が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

例：全てのフェアトレード(Fairtrade)砂糖 (水を除く製品中84%)は、マスバランス方式により加工の過程で非認証砂糖と置換または混合されることがあります。これは国際フェアトレード認証ラベルが付いた炭酸飲料を作るのに必要な量と同等量分の砂糖が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細はこちら：
fairtrade.net/jp-jp

液体を含む混合トレーサビリティ製品の場合：混合トレーサビリティの説明文には、「製品中XX%」の前に「水/乳製品を除く」という文言を追加すること。

適用範囲

トレーダー基準「2.1 トレーサビリティ」の項は、すべてのフェアトレード事業者に適用される。

「2.2 製品の配合割合」の項は、2011年7月1日以降に認証されたすべての複合原料製品に適用される。

国際フェアトレード基準の変更に伴い、現行のトレーダー基準に準拠した表示を適用するための移行期間は、ライセンス契約によって定められている。詳細は、ライセンス発行機関に問い合わせること。

フェアトレード説明文 - 任意説明文

任意説明文の表示

以下の任意表示は、パッケージ上およびパッケージ以外の媒体で使用できる。これらは記載のとおり使用する必要がある。

フェアトレードのURLは必須説明文に含まれているため、任意説明文に重複して記載する必要はない。ただし、パッケージ以外の媒体で使用され、参照先URLがない場合は必要である。

オプションとして、パッケージAとパッケージBの2つのプランが用意されている。後者は、EmpCoの文脈において環境面に関する主張に高いリスクがあるため、慎重に利用する必要がある。したがって（EmpCo適用国で販売される場合は）第一の選択肢としては避けるべきである。

パッケージBの投資対象はリスクが高いとみなされるため、リスクを考慮の上で使用する。

各パッケージには、以下の4つの異なるトピックが含まれる：

サステナビリティ一般

基準の遵守と認証

企業またはブランドの取り組み

フェアトレード生産者

必須表示と同様に、これらは法的助言ではなく、**フェアトレードに関連するサステナビリティ表示に関する指針**に過ぎない。これらの任意の説明文は、ライセンスが製品の国際フェアトレード基準への適合とは無関係でありながらも、規制要件を遵守したパッケージ表示を引き続き行えるようにすることを目的としている。

製品が販売される地域の管轄区域において、製品の包装が適用されるすべての法令に準拠していることを確認するのは、**ライセンスの責任**である。

ライセンスは、適用される各国の法令を遵守する最終的な責任を負う。

フェアトレードの職員は、フェアトレードに関連しないライセンス自身のサステナビリティに関する主張（ブランド、企業、法人、製品所有者、または認証トレーダーによるもの）の審査には関与しない。

任意説明文 - パッケージA

パッケージ上およびパッケージ外での使用

サステナビリティ一般

長文版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、国際フェアトレード基準を通じて、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

短文版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

基準の遵守と認証

長文版：この「原材料」は、適正な価格と労働条件の改善などを定めた国際フェアトレード基準 (Fairtrade Standards)を満した認証[農園/農場]で生産されています。

短文版：フェアトレード (Fairtrade)は、適正な価格と労働条件の改善を通じて、農家と労働者を支えています。

企業またはブランドの取り組み

長文版：[企業名]の国際フェアトレード認証[製品名]を選ぶことで、[企業名]のフェアトレード (Fairtrade)の取り組みを支持することができます。フェアトレードを選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

短文版：：フェアトレード (Fairtrade)を選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

フェアトレード生産者

長文版：フェアトレード (Fairtrade)の条件で取引される「原材料」が増えることで、生産者の組織強化、公正な取引、労働条件の改善につながります。

短文版：フェアトレード (Fairtrade)は生産者と連携し、より公正な取引と労働条件を促進します。

* [] 内のテキストは、名称または情報に置き換えること。

・英語の (Fairtrade) の文字は、認証であることを示すため、文章中に必ず一か所以上に入れること。

フェアトレード説明文 - 任意説明文

任意説明文-パッケージB

EmpCoの文脈では、環境面に関する主張はリスクが高いため、パッケージBの使用には十分注意すること。

パッケージ上およびパッケージ以外での使用

サステナビリティ一般

長文版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、国際フェアトレード基準を通じて、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

短文版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

追加版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、認証品の生産地における社会・経済・環境の状況改善に取り組んでいることを示しています。

基準の遵守と認証

長文版：この「[原材料]」は、適正な価格と労働条件の改善などを定めた国際フェアトレード基準 (FAIRTRADE Standards)を満たした認証[農園/農場]で生産されています。

短文版：フェアトレード (Fairtrade)は、適正な価格と労働条件の改善を通じて、農家と労働者を支えています。

追加版：フェアトレード (Fairtrade)は、経済・社会的開発、環境の持続可能性に関わる基準を設定しています。

企業またはブランドの取り組み

長文版：[企業名]の国際フェアトレード認証[製品名]を選ぶことで、[企業名]のフェアトレード (Fairtrade)の取り組みを支持することができます。フェアトレードを選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

短文版：フェアトレード (Fairtrade)を選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

フェアトレード生産者

長文版：フェアトレード (Fairtrade)の条件での取引が増えることで、生産者の組織強化、公正な取引、労働条件の改善、環境保全につながります。

短文版：フェアトレード (Fairtrade)は生産者と連携し、より良い社会・環境の実現に向けた取り組みを促進します。

*【】内のテキストは、名前や情報に置き換えること。
・英語の (Fairtrade) の文字は、認証であることを示すため、文章中に必ず一か所以上に入れること。

第3部 プロモーション ガイドライン



03

第3部

3.1. 販売促進マテリアル

本項では、小売商品および飲食店等の環境におけるフェアトレードの言及、ならびに印刷物およびオンライン広告・プロモーションにおける認証ラベルの使用について規定する。

販売促進マテリアル－概要

概要

国際フェアトレード認証製品と称して宣伝する製品は、すべて国際フェアトレード認証を受け、認証ラベルが付いていなければならない。ここでは、ホテル、飲食店、カフェ、自営の製菓店などで利用する販促物における認証ラベルの使用法について記載する。

配置

販促物に表示させるフェアトレード関連要素は、すべて同じ位置に配置するか、一つのグループにしてまとめて表示しなければならない。28ページ参照。また、それらの要素はブランド名より目立たないように配置する必要がある。認証ラベルが販促物上の主要な位置を占めることで、販促物の「オーナー」であるかのように見えることがないように注意して配置すること。

また、許可を得た場合を除き、国際フェアトレードラベル機構またはフェアトレード機関（日本ではFLJ）が特定のイベントやブランドを推奨または後援しているかのように、それらの要素を使用してはいけない。

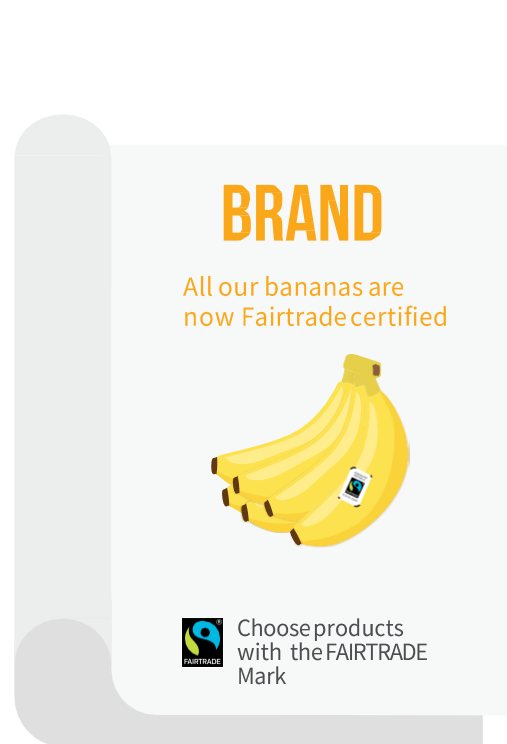
なお販促物は、認証製品、又は認証製品に関係する情報に近接した場所に配置すること。

他のエシカルラベルと並べて表示させる場合

表示が義務づけられているフェアトレード関連要素は、必ず他の倫理的ラベルからの独立性が確保されるようにすること（21ページを参照）。

注意事項:

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、チョコレートや茶のようにマスバランス基準が適用されている製品の両方を掲載するとき、矢印のある認証ラベルのみを使用してもよい。（9,12ページ参照）



01



02

01 フェアトレードの要素
フェアトレード関連要素は一つのグループにまとめ、ブランド名より目立たないように配置すること。

02 ブランド名
ブランドの名前またはロゴは、販促物上に明確に表示すること。

03 メッセージ
認証製品についてのメッセージは明確に記載すること



03

販売促進マテリアル－飲食店・カフェ①

カフェ・飲食店

以下に示すガイドラインは、店舗等において認証製品を適切に宣伝できるようにする為のものである。

認証ラベルは、認証製品を特定したテキストと共に正しく認証製品を参照するように表示しなければならない。

テキストの表示例：

当店のコーヒーと、イングリッシュブレックファーストティーは、国際フェアトレード認証を受けたものです。

メニュー板、カップ、ポイントカードなどの販促物には、それぞれの販促物に一ヶ所のみ認証ラベルを使用できる。

紙コップまたはスリーブ

認証ラベルを使い捨てカップまたはスリーブに付ける場合、その会社またはブランドにいて販売される全種類の製品が認証製品でなければならない。

テキストの表示例：

- ・当店では国際フェアトレード認証コーヒーを提供しています
- ・<ブランド名>オリジナルブレンドは、フェアトレードコーヒーです
- ・当店のコーヒーと紅茶は国際フェアトレード認証品です

任意表示項目

FLJウェブサイトURL：

詳細はこちら：fairtrade.net/jp-jp

注意事項：

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、チョコレートや茶のようにマスマランス基準が適用されている製品の両方を掲載するとき、矢印のある認証ラベルのみを使用してもよい。



01



02



03

01 フェアトレード要素

フェアトレード関連要素は一つのグループにまとめ、ブランド名より目立たないように配置すること。

02 ブランド名

ブランドの名前またはロゴは、販促物上に明確に表示すること。

03 メッセージ

認証製品についてのメッセージは明確に記載すること

販売促進マテリアル－飲食店・カフェ②

「フェアトレード」という単語の使用

「フェアトレード」という単語は、「国際フェアトレード認証コーヒー」といったように、認証製品（原料）にのみ関連付けて使用すること。具体的な認証原料が明記されていないものについては、総称的にフェアトレードと関連付けしてはならない。

例えば、カプチーノやラテに使用するコーヒーが認証製品であっても、使用するその他の材料が認証原料ではない場合、「フェアトレード・カプチーノ」や、「フェアトレード・ラテ」などと表記してはならない。また同様に、「フェアトレード・メニュー」や、「フェアトレード・カフェ」といった言葉は使用してはならない。

「当店のコーヒーはすべて国際フェアトレード認証品です」という文を使用する場合、フィルターコーヒーやカフェイン抜きコーヒーを含むその店において提供されるすべてのコーヒーが認証コーヒーでなくてはならず、認証ラベルで特定されていなければならない。

同様のルールが紅茶やチョコレートドリンクなど、他の商品にも適用される。

認証ラベルが認証を受けていない製品（原料）を指し示すことがあってはならない。



正しい使用法

国際フェアトレード認証製品として特徴付けられるものは、常に認証ラベルと関連付けがされていること。

国際フェアトレード認証製品は、アスタリスクや取り扱う製品を明記した小見出しを用いて特定すること。



誤った使用例

1 「フェアトレード・メニュー」や、「フェアトレード・カフェ」といった言葉は使用しないこと。

2 100%フェアトレード認証原料使用でないものに「フェアトレード」という単語を使用しないこと。

3 国際フェアトレード認証製品とそれ以外の製品とを明確に分けること。

4 製品を特定していない場合、総称的に「フェアトレード」と関連付けて使用しないこと。

販売促進マテリアル－飲食店・カフェ、小売店舗

小売店舗での 販促マテリアル表示

商店やその他の小売店舗においては、ポスター、看板、ビラその他の販促物を使用して認証製品を宣伝することが推奨される。
販促物に認証ラベルが特徴付けされる場合、以下のような行動を喚起（Call To Action）する言葉を書き添えなければならない。

- ・ 国際フェアトレード認証製品を見つけよう
- ・ 国際フェアトレード認証ラベルを目印に買い物しよう
- ・ 国際フェアトレード認証ラベルの付いた商品を買おう

ホテルおよびセルフサービスの飲食店

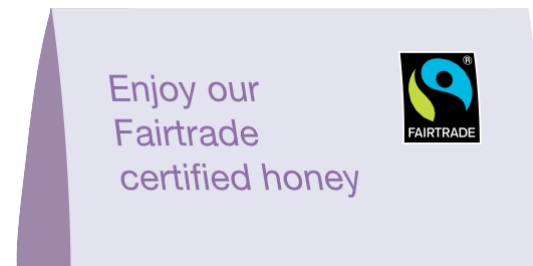
ホテルまたは飲食店において、その店のフェアトレードの取り組みを客に伝えるため、卓上テントカードや、それに類似した販促物に表示することによって伝えることができる。（図02）

チョコレート専門店および 洋菓子店での表示

FLJに別途相談すること。

注意事項:

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、チョコレートや茶のようにマスマランス基準が適用されている製品の両方を掲載するとき、矢印のある認証ラベルのみを使用してもよい。



02



01



01

01 ポスター、ボード
認証ラベルを使用するポスターには、行動喚起を促す言葉を用いること

02 テントカード
ホテル、飲食店、カフェでは、チラシ、ポスター、テントカードなどを使って認証製品を宣伝することができる。

販売促進マテリアル－小売店舗

認証製品のプロモーション

認証製品は、ライセンシーの店舗又は、いろいろなブランドの認証製品を取り扱っている店舗にて、プロモーションすることができます。

吊り下げバナー、棚の看板表示、プライスカード等を認証ラベルと製品名を表示して認証製品のすぐ近くに配置させることにより、どの製品が認証製品であるかを明確に示すこと。
また、異なったブランドの認証製品やFSI製品を同じ棚に陳列してもよい。

製品の棚とは離れた入口付近に販促マテリアルを使用する場合には、客が認証製品の棚がどこであるのか分かるようにガイドをしなければならない。

注意事項:

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている産品と、チョコレートや茶のようにマスバランス基準が適用されている産品の両方を掲載するとき、**プロモーションマテリアルには、矢印のない認証ラベル**を使用してもよい。



プライスカードに認証ラベルを表示させるときは、商品に表示されている認証ラベルを表示させること



販売促進マテリアル－小売店舗

複数のラベルが混在する場合のマテリアル

フェアトレードのプログラムには、本ガイドラインの対象となるラベル以外にも複数のフェアトレードラベルが存在する。例えば、フェアトレード認証コットンを含む製品向けの「フェアトレード認証コットンラベル」や、1～2種類のフェアトレード認証原料のみを含む製品を識別する「フェアトレード原料調達ラベル（FSIラベル）」などがある。多様なフェアトレード製品を取り扱い、販売促進を希望する店舗やブランドは、以下の2つの方法でそれを実現できる：

- 01 スペースやレイアウトに余裕がある場合、該当製品のラベルを使用すること。行動喚起または関連する文言を資料のどこかに配置すること。
- 02 FSI製品も含まれている場合で、スペースが限られており、ラベルを横に配置するのが難しいレイアウトの場合、矢印のない国際フェアトレード認証ラベルと、ラベル横のタブは使用せず、テキスト形式で原材料を記載した FSIラベルを使用することができる。各製品または製品範囲に行動喚起文または関連する文言をラベルの横に記載すること。

上記のオプションは、ニーズに応じて組み合わせることができる。

これはポスター、広告、チラシ、バナー、オンライン／デジタルプロモーションなどに適用される。



01 スペースに余裕があり、レイアウトが可能な場合：製品の横にあるラベルを使用する。

02 スペースやレイアウトが限られている場合：
矢印のない国際フェアトレード認証ラベルと、FSIラベルをタブを使わず、原材料の名前をテキストにして掲載する。



販売促進マテリアル－カフェ

複数のラベルが混在する場合のマテリアル

店舗では、コーヒーなどの矢印のない認証ラベルと、チョコレートや紅茶、複数の原材料を使用した矢印のある認証ラベルが表示された商品など、認証の種類が混在している場合がある。また、コーヒーがメインでありココアや紅茶が少ないといった場合もある。販促物を2つの異なるラベルで区別することが困難な場合は、**矢印のない認証ラベル**をプロモーション目的で使用する事ができる。

一方で、店舗のメインが紅茶やココアで、少量のコーヒーの提供がある場合は、すべてのプロモーションに矢印の付いた認証ラベルを使用しなければならない。

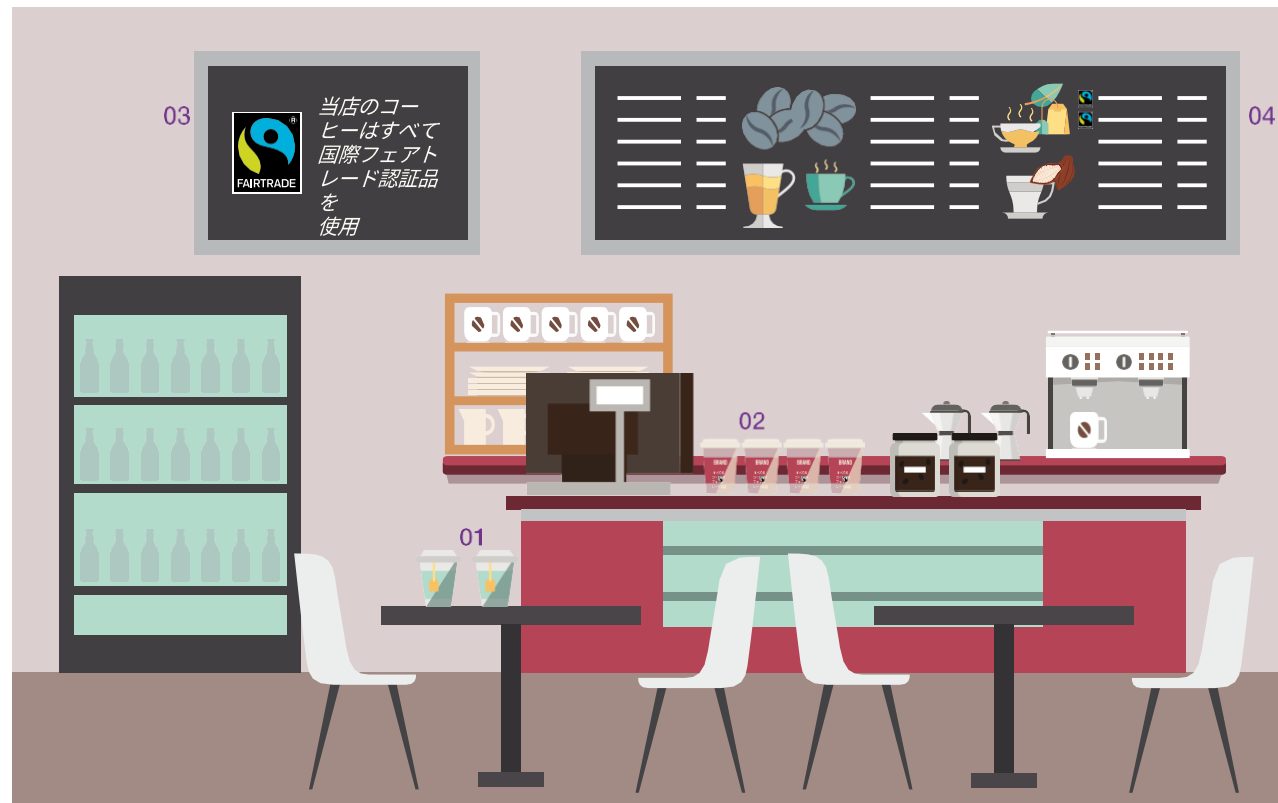
前のページと同じルールが適用され、消費者にフェアトレードでない商品がフェアトレードであると誤認させてはならない。

フェアトレードの明示には、認証ラベルの横に行動喚起文(Call to action)または説明文が用いられる(03参照)。

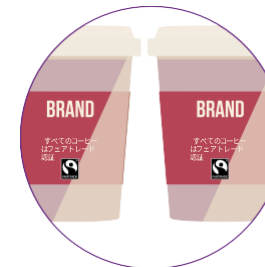
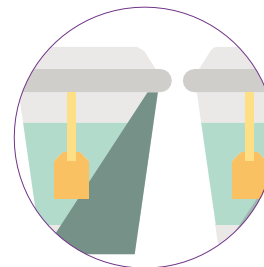
使い捨てのカップやスリーブには、提供される認証製品が100%フェアトレードであることを条件に、説明文とともに認証ラベルを使用することができる(01と02を参照)。例：ブラックコーヒーなど

該当する商品が100%フェアトレードでない場合でも、該当するメニューを特定した上で、メニューボードに認証ラベルを表示できる。

パッケージ上での使用については、矢印の有無にかかわらず認証ラベルの使用ルールが引き続き適用される(8ページ参照)。



01 ラベル表示のない使い捨てカップ
100%フェアトレード認証製品でない場合は、使い捨てのカップやスリーブには認証ラベルを付けてはならない。



02 ラベル付き使い捨てカップ
提供する商品が100%フェアトレード認証製品である場合、使い捨てカップやスリーブに認証ラベルを表示することができる。

販売促進マテリアル－パッケージのない販売

ばら売り（パッケージなし）で消費者に販売される場合

小規模な市場、売店、小規模商店など、国際フェアトレード認証製品をライセンス許可された事業者から一括で購入し、消費者にバラ売りする場合、認証ラベルは販促物やフェアトレード商品の識別に使用することができる。

これは、フェアトレード・インターナショナルのライセンス団体（NFOまたはFI）とライセンス契約を結んでいる事業者から認証製品を購入した場合のみ適用される。

ライセンスを持つ事業者から購入したバルクコーヒーの袋には、すでに認証ラベル貼られている場合があり、店舗がこのパッケージを見える場所に置いておくことは問題ない（右図04参照）。

認証ラベルは、フェアトレード商品が陳列されている場所や、看板、黒板、ポスターなどにも使用することができ、その際、フェアトレードの提供に関する説明や行動への呼びかけを行うことができる。

バラ売りのバナナの房、果物、野菜にはフェアトレード・フルーツ・シールが貼付されていなければならない。ネットや透明袋には適切なラベルが貼付されている（36ページ以降を参照）。

小規模店舗は監査や管理を受けていないため、バラ売られた認証商品を、認証ラベルが表示されたパッケージで再梱包してはならない。また、紙袋や小分け袋等、バラ売り商品を消費者に提供する手段には、認証ラベルを表示してはならない。

ライセンスを受けた商品のみが国際フェアトレード認証製品であることを確認することは、ショップのオーナーまたはマネージャーの責任である。



01 看板や黒板の認証ラベル

フェアトレード認証製品を特定する表現、例えば「当店のコーヒーはすべて国際フェアトレード認証品です」「XYZのコーヒーはフェアトレードです」と、可能であれば行動喚起文とともに掲載

02 認証ラベルが表示された果実

フェアトレード認証バナナの房は、ライセンスを受けた事業者からまとめて購入された場合、フェアトレード認証バナナのステッカーが貼られている。

03 ナッツのバラ売り

紙袋や小袋等に入れて販売する場合、店舗では認証ラベルを付けてはいけない。

04 認証ラベルが表示されたコーヒーの量り売り

ライセンス事業者から購入したバルクパッケージに認証ラベルが表示されている場合がある。

05 認証ラベルが表示されたワイン

ワインのように、ライセンス事業者から購入した認証ラベル付き製品を仕入れて販売することができる。

販売促進マテリアル – 自動販売機

ガラス張りのブランド表示付き自動販売機

フェアトレードと非フェアトレードの混合

国際フェアトレード認証ラベルを自動販売機の本体に表示するためには、国際フェアトレード認証製品が全体の50%以上を占めなければならない。

行動喚起文

認証ラベルの横に行動を啓発する表示を付けなければならない：

- ・国際フェアトレード認証製品を選ぼう
- ・フェアトレードとは？
フェアトレード説明文または任意説明文
(55ページ~参照)、FLJウェブサイトのURL
- ・国際フェアトレード認証ラベルが付いた商品を探そう
フェアトレード説明文または任意説明文
(55ページ~参照)、FLJウェブサイトのURL
- ・認証マーク付き商品を探そう
- ・国際フェアトレード認証製品を選ぼう
- ・フェアトレードはこのラベルが目印



01 ブランド名

自動販売機には、個別のブランド名またはブランドロゴが明確に表示されていること。

02 認証ラベルと説明

認証ラベルはマシンのブランドから独立していなければならない。

ラベルの横に行動喚起文を表示しなければならない。

販売促進マテリアル－自動販売機

フェアトレード認証品のみを販売するブランドの自動販売機

自動販売機が一種類の国際フェアトレード認証製品を販売する場合、または全てが認証製品である場合は、以下の事項を参照すること：

- ・ 製品の画像を使用する場合は、承認された小売パッケージを忠実に再現したものでなければならない
- ・ マシンに表示される画像またはイメージと整合する認証製品が販売されなければならない

認証ラベルがパッケージ画像とは別に表示される場合は、認証ラベルの横に次のような付属文を記載しなければならない：

この自動販売機のチョコレートは全て国際フェアトレード認証ラベルの付いたものです。

行動喚起文

この印の付いた製品を購入しよう、といった行動喚起文を使用することができる。

フェアトレード説明文

フェアトレード説明文（57～58ページを参照のこと）を表示することもできる。

自動販売機で生産者の画像やフェアトレードのインパクトに関する紹介文などを使用する場合は、ライセンス機関に連絡して承認を得ること。



01 行動喚起文

認証製品のパッケージに表示される認証ラベルとは別に、マシンに認証ラベルが表示される場合、ラベル横に付属文を記載しなければならない。

02 製品イメージ画像

パッケージのイメージ画像はライセンス認可された小売パッケージが正確に再現されたものでなければならない。

販売促進マテリアル－自動販売機

飲料自動販売機と 卓上型マシン

主要な提供品が国際フェアトレード認証製品で、一部非認証の副次的な材料（例：フェアトレード認証ココアパウダーに非認証の牛乳を加えるホットチョコレートディスペンサー）を使用する温かい飲み物用機器に、認証ラベルを使用することができる。

自動販売機は次のいずれかである：

- ・フェアトレード認証の小売製品ブランド表示がある場合
- ・第三者のブランド表示であり、前面表示板に認証製品を識別する場合
- ・ブランドなし（機器の所有者または運営者を除く）であり、前面表示板に認証製品を識別する場合

自動販売機には以下を明示すること：

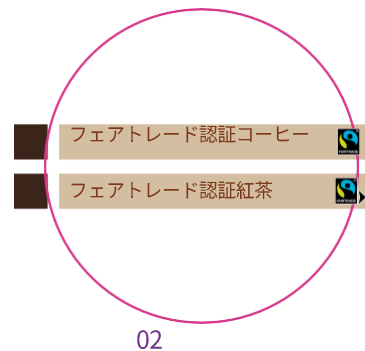
- ・機械内で販売するフェアトレード認証の小売製品のブランドまたは画像
- ・認証ラベル横に、販売されている認証製品が確認できる製品説明（例：このマシンのコーヒーは全てフェアトレード認証品）

行動喚起文

「このラベルの付いた製品を選びましょう」などの行動喚起文も使用可能。

注意事項:

コーヒーのように物理的トレーサビリティが確保されているものと、チョコレートや茶のようにマスバランス基準が適用されているものの両方を掲載するとき、矢印のある認証ラベルが使用できる。



01 ブランド名

自動販売機には、個別のブランド名および/またはブランドロゴが明確に表示されていること。

02 フェアトレード認証製品

フェアトレード認証製品は、プッシュボタンの横などに明記すること。

03 説明

認証ラベルの横に、販売される認証製品が確認できる文言を表示しなければならない。

販売促進マテリアル－印刷物・オンライン広告

印刷物・オンライン広告

印刷物および動画広告、記事体広告に認証ラベルを使用する際には、下記の規定に従うこと。

広告主である会社名もしくはブランド名が明示されている事。認証ラベルは、商品に貼付けられている認証ラベルと独立して表示しなければならない。認証ラベルが企業ブランドを承認しているかのよう、また企業ブランドのように誤って認識されるような表示をしてはならない。

広告主がフェアトレード・インターナショナルやFLJまたは「FAIRTRADE」と誤って認識されないよう、認証ラベルをページ又はスクリーンの右下に表示してはならない。

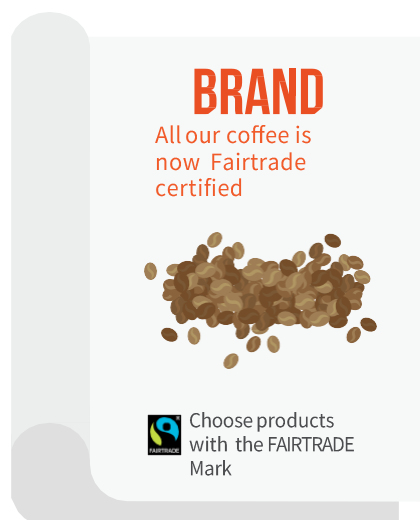
フェアトレードに関する宣伝文および説明文

フェアトレードに関するすべての宣伝文は正確でなければならない。また、フェアトレードに関する説明文は、合意されたものでなければならない。これらの文章は、承認された文章リストから選択するか、FLJに申請し承認を得なければならない

注意事項:

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、チョコレートや茶のようにマスマランス基準が適用されている製品の両方を掲載するとき、プロモーションでは、**矢印のない**認証ラベルのみ販促物に使用することができる。

ただし、販売商品が複合材料製品または茶、カカオ、果汁などマスマランス方式で取引される製品のみである場合、**矢印のある**ラベルの使用が必須である。詳細は9,12ページを参照のこと。



01

01 印刷広告

認証ラベルは、印刷広告および記事体広告に利用する事が出来る。



02

02 動画広告

動画広告（例：TV、映画、スクリーン）においては、フェアトレードコンテンツが明示されていれば、フェアトレード説明文・購入促進のための記述は表示しなくてもよい

販売促進マテリアル－プレス・イベント

プレス記事

認証ラベルを新聞、雑誌、出版物等に掲載する際には、フェアトレードに関する記事に近接した位置に認証ラベルを配置しなければならない。

フェアトレードのプロモーションイベント

特別なプロモーションイベントの際には、フェアトレードへの関与（コミットメント）を、認証製品を表示・投影する展示物、スタンド、スクリーン、テーブルクロス、背景幕（バックドロップ）に示してもよい。

書面での事前の許可がない限り、フェアトレード・インターナショナルやFLJがイベントの支持・協賛をしているかのような印象を与えるように、認証ラベルを使用してはならない。

各種類の販促資料において、ライセンス機関による事前の承認を得なければならない。これによりフェアトレード機関はイベント・プロモーション・キャンペーンの範囲を明確に把握する。

注意事項:

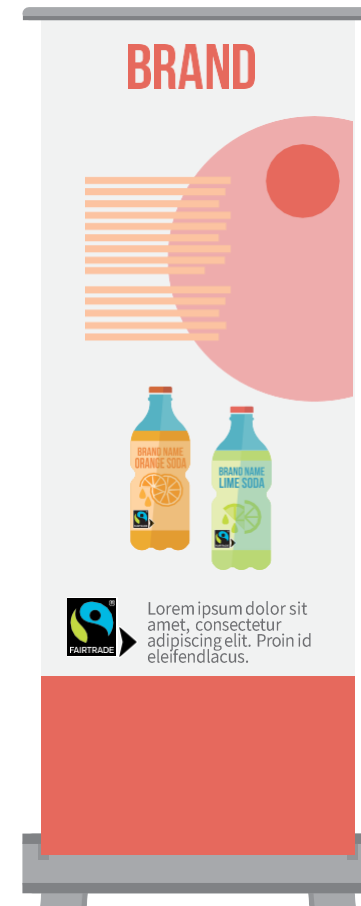
コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、チョコレートや茶のようにマスバランス基準が適用されている製品の両方を掲載するとき、プロモーションでは、**矢印のない**認証ラベルのみを使用してもよい。

ただし、販売商品が複合材料製品または茶、カカオ、果汁などマスバランス方式で取引される製品のみである場合、**矢印のある**ラベルの使用が必須である。詳細は9,12ページを参照のこと。



プレス記事

フェアトレードの記事に近接した位置に認証ラベルを配置すること。



イベントおよび販促活動

イベントおよび販促活動において、認証ラベルはバナーおよびディスプレイ・スタンドに表示してもよい。ただし、認証ラベルがブランドであるかのような印象を与える表示をしないこと。

販売促進マテリアル－デジタル

第三者ウェブサイト

認証ラベルは、ライセンシーのウェブサイトに表示することができる。ただし、認証ラベルをトップヘッダー、ホームページの常置ヘッダーバーに表示してはいけない。また、ウェブサイト管理者もしくは、ブランドが明示されていなければならない。認証ラベルがその企業を支持、認証しているかのような印象を与える表示をしてはならない。ウェブバッジ（バナー）をホームページに利用する場合には（下記を参照）、サイト全体を通して認証製品が適切に表示されること。

ウェブバッジ（バナー）

ウェブバッジ（バナー）はサイト側部および常置フッターバーに表示してもよい。その際、実際よりも認証製品が多いかのような間違った印象や、認証ラベルがその企業を支持、認証しているかのような印象を与える表示をしてはならない

ラベル説明文・行動喚起文（購入促進のための記述）

認証ラベル表示させる際、ラベルの説明文または下記のような行動喚起文をラベルの隣もしくは近くに表示させること。

- ・ フェアトレード認証製品はこのラベルが目印！
- ・ 当社で取り扱っている認証コーヒーはこちら
- ・ 当社は認証コーヒーの取り扱いがあります

許可

ウェブサイト公開の前に、サイトデザインのドラフトもしくは、該当ページリンクをFLJに提出し、認証ラベルの表示方法について承認を得なければならない。

より詳しい説明のための参照ページを求める場合はFLJに相談すること。

1 見出し

認証ラベルの隣、または近くに必ず関連する見出しや行動喚起文を表示させること。

掲載されている商品が、100%認証製品ではない場合、以下の例のような文を表示させること。

例)

- ・ この認証ラベルが目印です！
- ・ 国際フェアトレード認証製品はこちら

例外

他の認証ラベルやロゴをヘッダーに表示する場合は、認証ラベルを他のラベルと同様な表示方法でヘッダーに表示してもよい。

注意

コーヒーのようにトレーサビリティが確保されている製品と、チョコレートや茶のようにマスバランス基準が適用されている製品の両方を販促物に掲載するとき、**矢印のない**認証ラベルのみを使用してもよい。

ただし、販売商品が複合材料製品または茶、カカオ、果汁などマスバランス方式で取引される製品のみである場合、**矢印付き**ラベルの使用が必須である。詳細は9,12ページを参照のこと。



第4部 付録



04

第4部 4.1. 付録

この項では、アートワークの承認、ライセンシーの責任、標章の保護、フェアトレード用語の使用と用語集、クレジットと連絡先の詳細について記す。

付録 - アートワークの承認とライセンシーの責任

アートワークの承認

フェアトレード・インターナショナル(FI)は、各国フェアトレード機関(NFO)に対して国際フェアトレード認証ラベルの使用権をライセンスしている。これにより、NFOは自国または地域内のライセンシーに対し、フェアトレード認証製品およびプロモーションに使用するための同ラベルの使用許諾を発行することが可能となる。本ガイドラインに沿って作成されたパッケージは、他国への越境販売において全ての販売先市場で受け入れられることとなる。全てのアートワークは、印刷または公開前に、NFOまたはFIのアートワークチームによる書面での承認を得なければならない。

ほとんどの市場では、アートワークの承認に統一されたフェアトレードのオンラインシステムを使用している。

その他のパッケージ・アートワークの申請は、該当するNFOまたはFMO、あるいはlicense@fairtrade.netへ申請されなければならない。

アートワークが本ガイドラインおよび35ページのチェックリストに準拠していることを確認すること。

これらのガイドラインの最新版は[このページ](#)で確認できる。

アートワークの申請書類に不備がある場合、承認が遅れることがあるので注意すること。

プロセスおよび時間

NFOまたはFIのアートワークチームは、本ガイドラインに定められた要件を満たすアートワーク提出物の承認に最大限努める。アートワーク制作の正確性への配慮は、承認プロセスをより円滑にすることができる。

チームは迅速な対応に努め、初回アートワーク受領後1週間以内の回答を目標とし、変更対応を考慮して初回提出から3週間以内に承認プロセスを完了させる。この対応速度は、アートワークが本ガイドラインに完全に準拠し、原料が認証済みである場合に限る。アートワーク承認プロセスに十分な時間を確保することが望ましい。

ライセンシーの責任

ライセンシーは、アートワークが以下に準拠していることを確認する責任を持つ：

1. 本ガイドライン
2. 国際フェアトレード基準
3. ライセンス契約書の「製品計画」に記載されている国際フェアトレード認証製品
4. 製品申請は、アートワーク提出前またはアートワークと同時に提出すること

なお、アートワークは、**販売先の市場における表示関連規制に準拠しなければならない**。該当地域において適用されるすべての法令に適合していることを確立する責任は**ライセンシーにある**。

製品が販売される地域において適用されるすべての法令に、製品パッケージが適合していることを確立する責任は**ライセンシーにある**。ライセンシーは各国の法令遵守に最終的な責任を負う。

本規定は法的助言ではなく、**フェアトレードに関連するサステナビリティ表示に関するガイダンス**であることに留意すること。今回の改正は、ライセンシーが、製品がフェアトレード・インターナショナルの基準および規制要件に準拠していることをパッケージ上に引き続き表示できるようにすることを目的としている。

フェアトレード説明文について

パッケージ上およびパッケージ以外の媒体におけるフェアトレード関連の表示は、真実かつ透明性があり、誤解を招くものであってはならず、裏付けがあり立証可能なものでなければならない。

ライセンシーは、認証ラベルおよびフェアトレード・システムに関連する表示を裏付ける証拠の提供を求められる場合がある。FIおよびNFOは、表示が立証、修正、または撤回されるまで認証ラベルの使用を拒否する権利を行使する。
ライセンシーは、認証ラベルを表示する製品、包装、または販促資料を公表、印刷、または公に配布する前に、製品とアートワークの両方が承認されていることを確認しなければならない。

ライセンシーはまた、アートワークを作成するデザイン事務所、小売業者、その他の事業者を含む第三者が、これらのガイドラインを遵守していることを確認しなければならない。

移行期間

改定フェアトレード説明文およびガイドラインは直ちに発効され、すべてのフェアトレード・メンバーおよびライセンシーはこれを遵守しなければならない。

新規のライセンシーは直ちに本改定ガイドラインが適用される。改訂フェアトレード説明文およびガイドライン発行前にライセンスを取得していた既存ライセンシーは、以降に作成するすべての新規デザインにおいて、これらを更新・適用する必要がある。パッケージが規制の遵守対象となる場合、本ガイドラインで求められる変更は、**関連する法律が施行されるまでに実施されなければならない**。

EUの「グリーン移行のための消費者エンパワーメント指令」の法的拘束力のある期限に合わせるため、施行日を**2026年9月27日**とし、追加の移行期間は設けられない。法的拘束力のないガイドラインの更新に関する移行期間については、各ライセンス機関に問い合わせること。

付録 - 免責事項

免責事項

フェアトレード・インターナショナルは、国際フェアトレード基準を満たした製品に国際フェアトレード認証ラベル（以下「認証ラベル」という）を使用することを企業に許可する。

認証ラベルを適用する権利は、ライセンス契約に記載されている認証製品に対してのみ付与されるものであり、その製品を販売する企業や団体について何ら表明するものではない。

フェアトレード・インターナショナルまたは各国フェアトレード機関による認証ラベルの使用許諾は、事業者がライセンス契約書に記載の要件を遵守し、署名することを条件とする。
承認された認証ラベルの使用は、ライセンス契約において指定された認証製品以外の製品には適用されない。

ライセンシーの責任

ライセンシーは、パッケージおよび販促資料において、認証ラベルおよび「FAIRTRADE」の文字が常に正しく使用されることを保証する責任を負う。

フェアトレード・インターナショナルまたはNFOは販売者ではなく、パッケージ上または製品に関連するその他の主張について一切の責任を負わず、ライセンシーまたは販売者が販売する製品に関して、明示的または黙示的（商品性の黙示的保証を含むがこれに限定されない）いかなる保証も行わない。

製品に表示または添付される名称を有するライセンシーまたは販売者は、当該製品の表示、包装およびその他の情報について単独で責任を負う。包装および表示が関連するすべての表示関連法規および基準に準拠していること、ならびにフェアトレード認証およびフェアトレード・プレミアムに関するすべての主張および記述が正確であり、印刷時点で最新であり、必要に応じて裏付けが可能であることを確保することは、ライセンシーまたは販売者の責任である。

認証とは、認証時点において、製品、その組成及び包装が、ライセンス契約及び国際フェアトレード基準に規定された要件及び手順に適合していたことをのみを意味する。

付録 - 認証ラベルの保護

認証ラベルの保護

国際フェアトレード認証ラベル(The FAIRTRADE Mark)は、フェアトレード・インターナショナル (FI) の独占的所有物である。

フェアトレード機関は、市場におけるパッケージや販促物への認証ラベルの使用を積極的に監視し、その完全性を守るために適切な措置を講ずる。

ライセンサーは、不正使用の疑いが確認された場合、フェアトレード・インターナショナルまたは各国フェアトレード機関に通知することが奨励される。

不正使用

登録ライセンサーによる認証ラベルの不正使用があった場合、苦情および不正使用はフェアトレードの苦情処理手続きを経て処理され、最低限以下の手続きが実施される：

- 不正使用の報告は、苦情または不正使用に関する適切な登録録に記録される。
- 認証ラベルを不正使用した企業または団体に書面および/または電話で連絡し、苦情を調査する。
- 適切な場合、期限内に是正措置が要求される。その期限は、違反が現れた媒体、違反または不正使用の重大性に依存する。
- 不正使用が是正されたことを確認するためのフォローアップが実施される。

ライセンサーが必要な措置を講じなかった場合、ライセンスの一時停止または終了、または法的措置が取られる場合がある。

第三者によって認証ラベルが悪用された場合、その侵害は苦情処理手続きを通じて処理され、当組織に通知される。その場合、その製品/サービスの販売または販売促進資料の配布、またはそのウェブサイトからの掲載を直ちに中止する必要がある。

フェアトレード・インターナショナルは、いかなる形式においても、事前の許可なく国際フェアトレード認証ラベルを複製、模倣、または関連付ける行為を行った者に対し、法的措置を講じる権利を留保する

著作権

国際フェアトレード認証ラベル使用ガイドラインに含まれるすべての情報、イラスト、グラフィックの著作権はフェアトレード・インターナショナルに帰属する。本ガイドラインの内容の全てまたは一部の複製は、フェアトレード・インターナショナルのブランド責任者またはブランド・インテグリティ・マネージャーの書面による許可を得た場合にのみ許可される。

付録 - フェアトレードとアートワーク条件

フェアトレード用語

国際フェアトレード認証制度および国際フェアトレード認証ラベルに言及または関連する文章および画像は全て正確であることが求められる。

次の用語は常に以下のように明記される：

FAIRTRADE Mark：国際フェアトレード認証ラベル。
FAIRTRADEは大文字、マークは大文字のM。

国際フェアトレード認証制度に関する

「Fairtrade」：国際フェアトレード認証。大文字のFがつく1語（2語ではない）

※日本語で「フェアトレード」と記載する際に、国際フェアトレード認証制度を示す場合には、
「フェアトレード(Fairtrade)」と括弧書きで大文字のFがつく1語のFairtradeを併記する。

Fairtrade Standards：国際フェアトレード基準。
Fairtradeの頭文字Fは大文字、Standardの頭文字Sは大文字。

Fairtrade Premium：フェアトレード・プレミアム
（間は中点「・」）。Fairtradeの頭文字Fは大文字、Premiumの頭文字Pは大文字。

Fairtrade labelling：フェアトレード・ラベリング。
Fairtradeの頭文字Fは大文字、labellingの頭文字lは小文字。

アートワーク用語

Artwork：アートワーク。通常はPDF形式の電子ファイルで、2次元の画像として、完全な寸法、カッター線、シール線、折り目線のガイドラインが付いたもの。

CMYK：4色印刷プロセス

EPS/Illustrator EPS：フェアトレードが提供するFAIRTRADE認証ラベルのベクターファイル。

Pantone Matching System®：PMS、印刷業界が特定の色を分類するために使用する国際的なシステム。

PDF：Portable Document Format（ポータブル・ドキュメント・フォーマット）。アートワークの提出に適したデータ形式。

付録 - 用語集

用語集

複合材料製品：フェアトレード・トレーダー基準に準拠した複合材料製品。

複合製品基準：フェアトレード認証原料を含む複合製品に国際フェアトレード認証ラベルを表示し、国際市場で販売するための条件を定めた基準。

クロスボーダーセールス(CBS)：越境販売。複数の国際市場に製品を販売すること。

Fairtrade International (FI)：フェアトレード・インターナショナル。消費国のNFOと生産国の生産者ネットワークからなる国際組織。特に国際フェアトレード基準の設定と国際フェアトレード戦略の策定を行う。

FAIRTRADE Mark：国際フェアトレード認証ラベル。フェアトレード・インターナショナル (FI) が定める国際フェアトレード基準を満たした製品に使用される。FIの登録商標であり、独立した製品認証ラベルである。

Fairtrade Marketing Organization：フェアトレード・マーケティング機関。ライセンス業務を持たないフェアトレード機関で、自国でのフェアトレード推進に責任を持つ。

原材料または製品の配合割合：ライセンシーが販売のために提供する最終製品のすべての原材料および配合割合。

National Fairtrade Organization (NFO)：各国フェアトレード機関。フェアトレード・インターナショナルの正会員。NFOは、定められた地理的地域におけるライセンス、マーケティング、ビジネス開発、啓発の責任を負う。NFOは、その地域におけるライセンシーや第三者に対して、国際フェアトレード認証ラベルをサブライセンスする権利を有する。

ライセンス契約：NFOまたはFIとライセンシーの間の契約であり、国際フェアトレード認証ラベルの使用条件を定める。

ライセンス機関：フェアトレード・インターナショナルと正式な契約を締結し、その国または地域で国際フェアトレード認証ラベルのサブライセンスを取得している組織。フェアトレード・システムにおいては、各国フェアトレード機関 (NFO) がこれにあたる。フェアトレード・インターナショナルは、NFOが存在しない国において、国際フェアトレード認証ラベルをサブライセンスするライセンス機関である。

ライセンシー：国際フェアトレード認証ライセンス契約を締結し、国際フェアトレード認証ラベルを対象製品に使用することを許諾された事業者。

NFO 参照コード：一部の NFO が各ライセンシーに付与するフェアトレード参照コード。一部の市場では必須。

マスバランス：フェアトレードで認められているトレーサビリティの一種で、フェアトレードとして販売されるアウトプットの量が、フェアトレードとして調達されるインプットの量と同等であることを保証することを認定事業者に求めるもの。マスバランスは、カカオ、砂糖、果汁、紅茶の一部のフェアトレード産品および FSI モデルのフェアトレードコットンと、ゴールド・ソーシング・プログラムのゴールドにのみ適用される。これらの原料はさまざまな農園や国々から流通される可能性があり、多くの場合、フェアトレードの原料を混ぜ合わせなければならない。フェアトレードと非フェアトレードを完全に区別することは、実用的でなく、コストがかかりすぎるが多いため、輸送や生産においてフェアトレードと非フェアトレードを区別している。矢印のついた国際フェアトレード認証ラベルは、マスバランスを用いて取引される原材料や製品に使用される。

家庭外製品(OOH)：輸送や、飲食店等、家庭環境から離れた場所で消費される飲食物。

オーガニック：公認の組織または団体のオーガニック基準を満たすと認定されたもの。

パッケージ：梱包。通常、製品の一部として使用されるあらゆる材料からなり、容器、ラップ、ラベル、吊り下げタグ、輸送用梱包を含む。国際フェアトレード認証ラベルが表示される対象物。

物理的トレーサビリティ：サプライチェーンのすべての段階において、フェアトレード認証製品と非フェアトレード認証製品を物理的に分離できることを意味する。物理的トレーサビリティは、カカオ、砂糖、果汁、茶、FSI コットンおよび金については、推奨されるが義務ではない。その他のすべてのフェアトレード認証の対象製品については、物理的トレーサビリティが義務づけられている。

プライベートブランド：ライセンシーがブランド所有者のために製造したブランド製品。

製品/製品計画：ライセンス契約に詳述されているライセンシーの製品情報のいずれかまたはすべて。

製品説明：製品を特徴づける用語、または製品の特徴を説明する用語。

レトロ認証：レトロ認証とは、フェアトレード対象商品を遡及的に認証するプロセスを指す。通常の条件下（非フェアトレード）でフェアトレード生産者または輸出業者から購入され、フェアトレード価格および/またはフェアトレード・プレミアムの調整額を支払うことによって、フェアトレード製品になるもの。レトロ認証は極めて例外的な場合にのみ認められ、FLOCERT または NFO による正式な申請・承認プロセスが必要となる。

単一フェアトレード原料：コーヒーのような単一原材料の製品。国際フェアトレード認証ラベルを表示するには、製品の100%がフェアトレード認証でなければならない。

茎 (Stem)：一輪の花または葉物の茎を指す。

連絡先

登録商標

® Certification Mark / Trademark

The FAIRTRADE Mark：国際フェアトレード認証ラベルは、フェアトレード・インターナショナルが所有し、ライセンスしている認証および商標です。国際フェアトレード認証ラベルは、フェアトレード・インターナショナルまたはその指定サブライセンス機関である各国フェアトレード機関から事前に書面による許可を得ることなく、コピー、複製、その他の方法で使用することはできない。

© Fairtrade International 2025-2026

免責事項

本ガイドライン内のすべてのアートワークは、国際フェアトレード認証ラベルを®記号付きで表示している。これは、当該ラベルが認証されたラベルまたは個別商標として登録されていることを示している。

国際フェアトレード認証ラベルが登録されていない市場では、デザインから®記号を削除する必要がある。自国における認証されたラベルまたは商標登録については、ライセンス機関に問い合わせること。詳細は右記の通り。

®記号の代わりに記号など 他の 記号を 付加することはできない。

クレジット／デザイン

Fairtrade International PMS
フェアトレード・インターナショナル PMS

フォトグラフィー

Cover Santiago Engelhardt
Page 2 Remo Naegeli, Hanna Åsheim
Page 5 Anthony Odamo/Fairtrade
Deutschland featuring Ruth Njoki Nduta
Page 6 Nick Cowles/Fairtrade Foundation
UK featuring Sunitha Kumari
Page 8 Marvin del Cid, David Macharia,
Roger van Zaal, Lena Granefelt
Page 24 David Macharia
Page 63 Anthony Odamo/Fairtrade
Deutschland Page 79 James Robinson

アートワークの承認

各国フェアトレード組織のある国：
NFOの連絡先一覧より検索：
info.fairtrade.net または
fairtrade.net/en/about/fairtrade-global-network/fairtrade-organisations.html

各国フェアトレード組織のない国：

フェアトレード・インターナショナルへのメールはlicense@fairtrade.net

お問合せ先

Fairtrade International e.V.

Bonner Talweg 177
53129 Bonn Germany
Tel +49 (0) 228 949 23 230
Fax +49 (0) 228 242 1713
www.fairtrade.net

【日本における連絡先】

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン
〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11-6
英守東京ビル3階
www.fairtrade.net/jp-jp